

## 1 農業農村整備事業（公共）

【262,733（212,939）百万円】

### 対策のポイント

老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策や担い手の農地集積の加速化、農業の高付加価値化等のための水田の大区画化・汎用化や畑地かんがい等の整備を推進します。

### <背景／課題>

- ・ 基幹的な農業水利施設の老朽化の進行や、集中豪雨・地震等の自然災害の激甚化に対応した防災・減災対策を強化して推進することが必要です。
- ・ 農業の生産性向上、担い手への農地集積の加速化のためには、狭小・不整形の農地の大区画化や汎用化、畑地かんがい等を推進する必要があります。

### 政策目標

- 基幹水利施設の機能診断済みの割合  
（約4割（22年度）→約7割（28年度））
- 国営造成施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率  
（約2割（23年度）→約6割（28年度））
- 基盤整備実施地区における担い手への農地集積率 約8割以上（28年度）

### <主な内容>

#### 1. 農業水利施設の長寿命化対策等

老朽化した農業水利施設の機能診断や補修・更新、集中豪雨による農村地域の湛水防止対策等を実施します。

|                    |         |           |        |
|--------------------|---------|-----------|--------|
| 国営かんがい排水事業         | 116,798 | （116,159） | 百万円の内数 |
| 国営総合農地防災事業         | 16,743  | （16,743）  | 百万円の内数 |
| 水資源機構かんがい排水事業      | 5,667   | （5,487）   | 百万円の内数 |
| 地すべり対策事業           | 2,880   | （2,879）   | 百万円    |
| 国庫負担率・補助率：2／3、1／2等 |         |           |        |
| 事業実施主体：国、都道府県等     |         |           |        |

#### 2. 農業水利施設等の耐震対策

基幹的な農業水利施設やため池等についての耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事等を実施します。

|                    |         |           |        |
|--------------------|---------|-----------|--------|
| 国営かんがい排水事業         | 116,798 | （116,159） | 百万円の内数 |
| 国営総合農地防災事業         | 16,743  | （16,743）  | 百万円の内数 |
| 震災対策農業水利施設整備事業     | 7,000   | （2,382）   | 百万円    |
| 国庫負担率・補助率：2／3、1／2等 |         |           |        |
| 事業実施主体：国、都道府県等     |         |           |        |

#### 3. 農業の基盤強化対策

担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を図る水田の大区画化・汎用化や畑地かんがい、用水路のパイプライン化等を実施します。

|                    |         |           |        |
|--------------------|---------|-----------|--------|
| 国営かんがい排水事業         | 116,798 | （116,159） | 百万円の内数 |
| 国営農地再編整備事業         | 13,960  | （8,646）   | 百万円    |
| 農業競争力強化基盤整備事業      | 32,417  | （－）       | 百万円    |
| 農業基盤整備促進事業         | 22,000  | （－）       | 百万円    |
| 農業水利施設保全合理化事業      | 4,409   | （－）       | 百万円    |
| 国庫負担率・補助率：2／3、1／2等 |         |           |        |
| 事業実施主体：国、都道府県等     |         |           |        |

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695（直））]

<関連事業>

農家負担金軽減支援対策事業のうち  
経営安定対策基盤整備緊急支援事業

【3,606(3,060)百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の利子助成を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農地の利用集積等を促進します。

<背景／課題>

- ・農産物の輸入の増加、農産物価格の低下等の影響による農家経営の圧迫により、農業生産性の向上に資する土地改良事業の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、土地改良事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、土地改良事業等の円滑な推進を図るとともに、事業を契機とした担い手への農地集積等に取り組む地域に対し、農家負担金の軽減対策を実施します。

政策目標

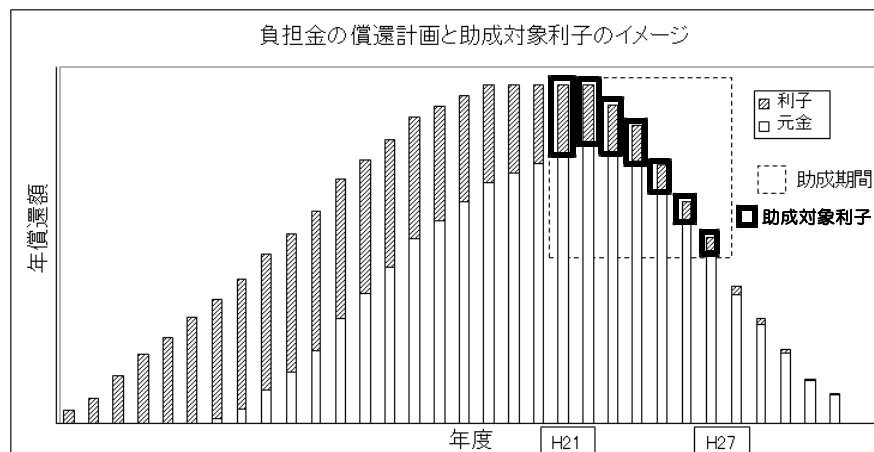
平成27年度までに対象地域の農地利用集積率を一定以上向上

<主な内容>

担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、土地改良事業等の受益者負担償還支援を充実することにより、国内農業の競争力強化を図り、食料供給力の確保に資するため、担い手に対する一定以上の農用地利用集積等の要件を達成できると見込まれる地域に対し、償還金の利子相当額を平成27年度まで助成します。

また、平成25年度より事業に取り組む地域に対して、農地利用集積や面的集積等の要件を緩和する対策を行うことで、より対象地域を拡大して償還金助成を実施します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体



[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-3502-6277 (直))]

## 2 森林整備事業・治山事業（公共）

【179, 642(174, 819) 百万円】

### 対策のポイント

- ・ 森林・林業の再生を図るとともに、森林吸収量の確保に向け間伐等の森林施業や路網の整備を支援します。【森林整備事業】
- ・ 津波に強い海岸防災林の整備や集中豪雨等により被災した山地の防災力の向上等を通じ、地域の安全・安心を確保します。【治山事業】

### <背景／課題>

- ・ 我が国の森林資源を活かし、森林・林業を再生するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）を確保するため、森林施業の集約化、路網の整備、間伐等を推進する必要があります。
- ・ 九州北部豪雨等による山地災害が全国各地で発生しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策等による国土強靱化対策を推進していく必要があります。

### 政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（平成20年度）から約5万6千集落（平成25年度）に増加

### <主な内容>

#### 1. 森林整備事業 118, 498(117, 325) 百万円

- (1) 集約化を進め、間伐やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の整備等を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23, 193(28, 846) 百万円  
林業専用道整備対策 12, 521(10, 777) 百万円  
国費率：10/10、1/2、3/10等  
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- (2) 所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等を対象として、公的主体による間伐等の森林整備を支援します。

環境林整備事業 4, 500(447) 百万円  
水源林造成事業等 23, 952(23, 352) 百万円  
国費率：10/10、3/10等  
事業実施主体：都道府県、市町村、(独)森林総合研究所等

[平成25年度予算の概要]

- (3) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を改正し、地方財政措置の特例を継続するとともに、**国から市町村に交付金を直接交付**する現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を引き続き実施します。

（ 美しい森林づくり基盤整備交付金 1, 0 0 0 ( 5 1 9 ) 百万円  
国費率：1 / 2  
事業実施主体：市町村、森林所有者等

2. 治山事業

6 1, 1 4 4 ( 5 7, 4 9 4 ) 百万円

- (1) 山腹崩壊地等の緊急的かつ集中的な復旧整備を実施するとともに、災害の発生を未然に防止するため、**過密化等により国土保全機能が低下した森林の整備を強化し、山地の防災力を向上**させます。

また、**山地災害の発生の危険性が高い地域の特定等**を進め、効果的な治山対策の実施につなげます。

（ 復旧治山事業 2 3, 4 0 6 ( 2 2, 5 8 3 ) 百万円  
水源地域等保安林整備事業 9, 2 9 0 ( 6, 9 3 6 ) 百万円  
治山事業調査費 1 7 3 ( 6 5 ) 百万円の内数  
国費率：1 0 / 1 0、1 / 2 等  
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 東日本大震災による津波被害を教訓として、**人工盛土や防潮堤の機能向上等により、津波に強い海岸防災林の整備を推進**します。また、**地域の地形条件等にあった林帯幅や樹種等の決定・整備手法を確立**します。

（ 防災林造成事業 2, 3 2 5 ( 2, 0 6 5 ) 百万円  
治山事業調査費 1 7 3 ( 6 5 ) 百万円の内数  
国費率：1 0 / 1 0、1 / 2 等  
事業実施主体：国、都道府県

※治山事業には、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策144百万円）を含む。

（ お問い合わせ先：  
1 の事業 林野庁整備課 ( 0 3 - 6 7 4 4 - 2 3 0 3 ( 直 ) )  
2 の事業 林野庁治山課 ( 0 3 - 6 7 4 4 - 2 3 0 8 ( 直 ) )

# 平成25年度林野公共事業の概算決定について

## 課題

### 森林・林業基本計画

- **森林・林業の再生の実現**に向けて、間伐等の推進、路網整備の加速化が必要

### 地球温暖化防止対策

- **森林吸収源対策の算入上限値3.5%の確保**（2013－2020平均）や「**将来の枠組み**」を見据えた森林の整備・保全等が必要

### 国土強靱化対策

- 集中豪雨等による崩壊地等の復旧・整備による**災害に強い国土・地域づくり**が急務

### 震災復興対策

- **海岸防災林の復旧・再生**や震災の教訓を踏まえた全国防災対策の実施が急務

## 平成25年度概算決定内容

### 森林整備事業 ～地域の実情に応じた整備や森林吸収源対策の推進～

#### ○間伐等の推進

森林環境保全直接支援事業 23,193 (28,846) 百万円等

- ・ 集約化を進め、**間伐やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の整備等**を推進します。
- ・ 国から市町村に交付金を直接交付し、**現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を引き続き実施**します。
- ・ **国有林と民有林の連携**による森林整備を推進。

#### ○公的主体による森林整備の実施

環境林整備事業 4,500 (447) 百万円等

- ・ 所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない**条件不利地等を対象として、公的主体による間伐等の森林整備を支援**します。

### 治山事業 ～山地防災力の向上や津波に強い海岸防災林の整備による国土強靱化対策の推進～

#### ○山地防災力の向上

復旧治山事業 23,406 (22,583) 百万円等

- ・ **山腹崩壊地等の緊急的かつ集中的な復旧整備**を実施するとともに、災害の発生を未然に防止するため、過密化等により機能が低下した森林の整備を強化し、**山地の防災力を向上**。
- ・ **大規模山地災害の発生の危険性が高い地域の特定等を進め、効果的な治山対策を実施**。

#### ○津波に強い海岸防災林整備の推進

防災林造成事業 2,325 (2,065) 百万円等

- ・ 人工盛土や防潮堤の機能向上等により、**津波に強い海岸防災林の整備を推進**。また、地域の地形条件等にあった林帯幅や樹種等の決定・整備手法を確立。

### 復旧・復興対策

- ・ 公的主体による間伐等の森林施策を実施するとともに、**海岸防災林の復旧・再生や山腹崩壊地の復旧整備**を通じ、地域の安全・安心を確保。

## 結果

**森林・林業基本計画の着実な推進**

**効率的で安定した木材生産の確立**

**地球温暖化防止への貢献**

**災害に強い安全で安心できる地域の創造**

**震災からの復興再生**

### 3 水産基盤整備事業（公共）

【72, 149（69, 048）百万円】

#### 対策のポイント

- ・ 自然災害に強く安全で安心に配慮した漁港の整備、老朽化対策を積極的に推進します。
- ・ 流通拠点漁港における高度衛生管理対策など安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。

#### <背景／課題>

- ・ 国土強靱化に資するため、漁港施設の老朽化の進行や津波や地震等の大規模自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策を強化して推進することが必要です。
- ・ 「攻めの農林水産業」に資するため、水産物流通の拠点となる漁港における高度衛生管理対策、水産資源の安定確保を図るための漁場整備を推進し、競争力の強化を図る必要があります。

#### 政策目標

- 漁港・漁村の防災・減災対策の推進  
（20%（21年度）→概ね65%（28年度））
- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加  
（29%（21年度）→概ね70%（28年度））
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上  
（概ね11万トンの増産（28年度））

#### <主な内容>

##### 1. 大規模災害に備えた漁港施設の機能強化対策

46, 343（34, 104）百万円

高潮や波高増大、地震・津波に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、防波堤の嵩上げや岸壁の耐震化、老朽化した漁港施設の長寿命化・更新を推進します。

|                                                  |                     |
|--------------------------------------------------|---------------------|
| 直轄漁港整備事業                                         | 9, 604（6, 655）百万円   |
| 水産流通基盤整備事業                                       | 6, 566（9, 386）百万円   |
| 水産物供給基盤機能保全事業                                    | 10, 025（6, 405）百万円  |
| 漁港施設機能強化事業                                       | 7, 339（1, 348）百万円   |
| 水産生産基盤整備事業                                       | 12, 726（10, 292）百万円 |
| 国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等<br>事業実施主体：国、地方公共団体等 |                     |

※水産基盤整備事業には、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策2,410百万円）を含む。

##### 2. 安全で安定した水産物供給を図るための高度衛生管理対策

24, 545（33, 634）百万円

流通拠点漁港において、安全・安心な水産物の安定供給を図るため高度衛生管理型施設の整備を推進します。また、食料安定供給のための社会インフラ事業としての漁場整備を実施します。

|                                                  |                    |
|--------------------------------------------------|--------------------|
| 直轄漁港漁場整備事業                                       | 4, 399（6, 437）百万円  |
| 水産流通基盤整備事業                                       | 5, 250（6, 257）百万円  |
| 水産環境整備事業                                         | 9, 357（10, 440）百万円 |
| 水産生産基盤整備事業                                       | 2, 544（6, 861）百万円  |
| 国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等<br>事業実施主体：国、地方公共団体等 |                    |

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491（直））]

## 4 農山漁村地域整備交付金（公共）

【112,828（9,614）百万円】

### 対策のポイント

自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進します。

### <背景／課題>

- ・農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した**防災・減災対策を総合的に推進**することが必要です。
- ・また、農山漁村地域の活性化を図るため、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進**を図ります。

### 政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（27年度）
- 森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備等
- 海岸堤防等の整備率 66%（28年度）

### <主要内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、以下の整備のうち、農山漁村地域の防災力の向上、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備による地域の活性化に寄与度の大きい事業を選択することが出来ます。  
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。  
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等  
森林分野：予防治山、路網整備等  
水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。  
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

※農山漁村地域整備交付金には、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策617百万円）を含む。

### お問い合わせ先：

|              |            |                    |
|--------------|------------|--------------------|
| 農業農村分野に関すること | 農村振興局農村整備官 | (03-6744-2200 (直)) |
| 森林分野に関すること   | 林野庁計画課     | (03-3501-3842 (直)) |
| 水産分野に関すること   | 水産庁防災漁村課   | (03-3502-5304 (直)) |

## 5 強い農業づくり交付金

【24, 422(2, 093)百万円】

### 対策のポイント

国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

### <背景／課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題です。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要な共同利用施設の整備等の支援が必要です。

### 政策目標

- パン・中華めん用小麦品種の作付シェア増大  
(7%(20年度)→19%(32年度))
- 1中央卸売市場当たりの20年度における取扱金額(557億円)を等  
26年度まで維持

### <主な内容>

#### 1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備、畜舎等の経営資源の有効活用等を支援します。

#### 2. 安全で効率的な流通システムの確立

中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）  
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 〕

〔 お問い合わせ先：  
1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945(直))  
2の事業 食料産業局食品製造卸売課 (03-6744-2059(直)) 〕



# 強い農業づくり交付金

平成25年度概算決定額: 24, 422百万円

国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

## 補助対象:

### ① 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

### ② 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設 等

## 交付率:

都道府県への交付率は定額  
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

## 事業実施主体:

都道府県、市町村、農業者団体等

## 交付先:

国 ⇒ 都道府県



カントリーエレベーター



共同利用畜舎



低温卸売市場

## <事業の流れ>

国

③一括  
配分

②集約  
し要望

都道府県

④事業  
採択

①県が  
把握

農業者の組織する  
団体 等

## 6 森林・林業再生基盤づくり交付金[新規]

【1, 612（一）百万円】

### 対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について支援を行います。

### <背景／課題>

- ・我が国の森林資源が、利用可能な段階に入らる中で、国産材の利用拡大を通じた林業・木材産業の振興、活性化を図るためには、持続的な森林経営の確立と木材の安定供給体制を構築することが必要です。
- ・このため、「森林・林業基本計画」に基づき、木材生産の低コストで効率的な作業システムの整備、効率的な木材加工・流通体制の整備等を図る必要があります。
- ・また、地域資源を活用した新たな産業の創出により地域の活性化を図るとともに、公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、地域材の活用を促進する必要があります。
- ・このほか、森林資源を保護するため、森林病虫害等の被害及び林野火災の防止、山地防災体制の強化や林業労働災害撲滅に向けた取組が必要です。

### 政策目標

○高性能林業機械を使用した素材生産量の割合の向上

（4割（21年度）→6割（27年度））

○公共建築物の木造率の向上（8.3%（22年度）→24%（27年度））

### <主な内容>

#### 1. 再生基盤の整備等

以下のメニューについて都道府県に対し一体的に支援します。

- ① 高性能林業機械等の整備
- ② 森林づくり活動基盤の整備（実習林等フィールド整備等）
- ③ 特用林産振興施設等の整備
- ④ 木材加工流通施設等の整備
- ⑤ 木造公共建築物等の整備
- ⑥ 木質バイオマス利用促進施設の整備
- ⑦ 山地防災情報の周知（山地防災情報の共有体制整備等）
- ⑧ 森林資源の保護（森林病虫害防除、野生鳥獣被害防除等）
- ⑨ 林業担い手等の育成確保

（補助率：1／2以内等  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体）

#### 2. 市町村広域連携支援

上記1の①～⑥の事業について、県域を越えて複数の事業主体が連携して実施する取組に対して支援します。

（補助率：1／2以内等  
事業実施主体：市町村、民間団体）

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8055（直））]

# 森林・林業再生基盤づくり交付金（新規）

【1, 612百万円】

森林・林業の再生に向け、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを目的として、必要な施設・機械の整備等を支援します。

## 【ハード事業】

### ●高性能林業機械等の整備



### ●森林づくり活動基盤の整備



### ●特用林産振興施設等の整備



### ●木材加工流通施設等の整備



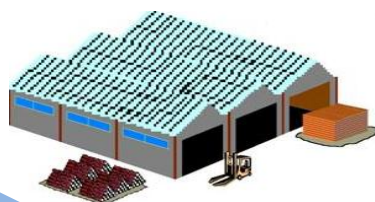
### ●木質バイオマス利用促進施設の整備 (熱供給施設等)



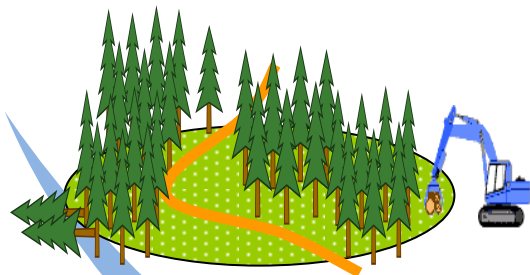
### ●木造公共建築物等の整備



### ○木材加工・流通体制の整備



### ○地域材の利用促進



### ○効率的な森林整備の推進 森林の多様な利用・緑化の推進

## 【ソフト事業】

### ◆山地防災情報の周知



### ◆森林資源の保護



### ◆林業担い手等の育成確保



○ 高性能林業機械による素材生産量の割合 6割（H27）  
○ 公共建築物の木造率 24%（H27）

○市町村広域連携支援  
※県境を越えて、複数の事業主体が連携して実施する施設整備等を支援します。

## 7 強い水産業づくり交付金

【6, 138 (4, 475) 百万円】

### 対策のポイント

産地における水産業の強化や漁港・漁村における防災・減災対策の取組を支援します。

#### <背景／課題>

- ・水産物の安定供給の確保と水産業・漁村の発展のためには、産地における水産業の強化の取組を推進し、防災・減災の観点から全国的なインフラ整備を見直すことが重要です。
- ・このため、漁業者が定住できる漁村の形成、漁業者の所得の向上等を図ることや、漁港・漁村において災害の未然防止、災害時の応急対応等に資する取組を推進する必要があります。

### 政策目標

- 産地協議会による産地水産業強化計画の策定数  
(74計画 (23年度) → 224計画 (26年度))
- 漁村の人口に対し、避難施設が確保されている人口の割合を5%以上増加 (55% (24年度) → 60%以上 (28年度))

#### <主な内容>

##### 1. 産地における水産業強化の取組に対する支援

3, 250 (3, 250) 百万円

- (1) 漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大等に資する取組に対して支援します。
- (2) (1) の計画実現のために必要となる施設の整備について支援します。
- (3) 産地における水産業強化の取組を一層推進するため、漁村共通の課題を調査・検討し、成果を全国に普及する活動等を支援します。

交付率：(1) 定額 (1/2以内)、(2) 定額 (1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)、(3) 定額 (10/10)

事業実施主体：(1) 産地協議会、(2) 市町村、水産業協同組合、民間団体等、(3) 民間団体

##### 2. 漁港・漁村における防災・減災対策に対する支援

2, 577 (914) 百万円

漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を支援します。

交付率：定額 (1/2、5.5/10、2/3以内)

事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課 (03-6744-2391 (直))]



# 強い水産業づくり交付金

〔平成25年度概算決定額〕  
6,138(4,475)百万円

## 1. 産地水産業強化支援事業

### 産地における水産業の強化

産地協議会  
(漁業者団体・市町村等)

#### 産地水産業強化計画

所得の向上、地先資源の増大等による産地における水産業の強化計画

産地における  
水産業強化の  
取組を効率的  
に推進するた  
めの指導・助  
言等

(ソフト事業)

検討会、マーケティング、技術講習会等

【交付率: 定額(1/2以内)】

(ハード事業)

加工処理施設、荷捌き施設、冷凍冷蔵庫、給油施設等

【交付率: 定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)】

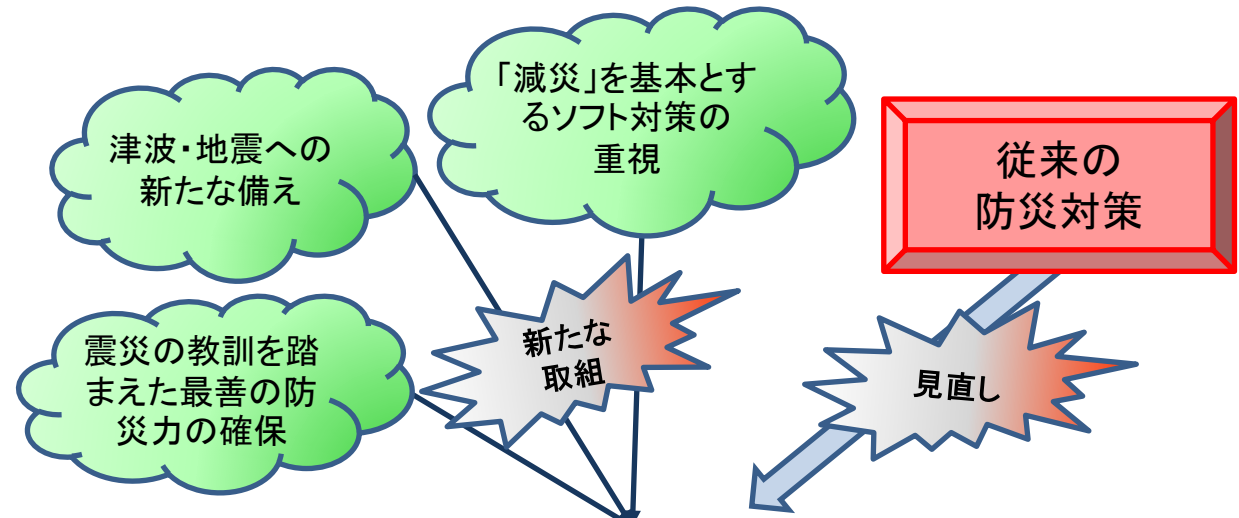


漁業者の所得向上、漁業が存続できる漁村の形成

水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保

## 2. 漁港防災対策支援事業

### 漁村における防災・減災対策の推進



(ハード事業) 【交付率: 定額(1/2、5.5/10、2/3)】

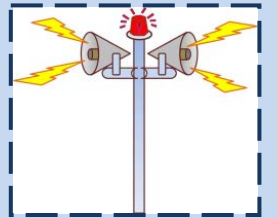
対象事例



津波避難施設



津波漂流物防止柵



防災無線

(ソフト事業) 【交付率: 定額(1/2)】

対象事例



ハザードマップの作成



避難マニュアルの作成

災害に強い漁村づくり

## 8 経営体育成支援事業

【4, 6 6 3 (6, 3 4 6) 百万円】

### 対策のポイント

地域の中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）に対し農業用機械等の導入を支援します。

### <背景／課題>

農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の経営発展を支援していくことが重要です。

### 政策目標

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成

### <主な内容>

本事業は、都道府県や市町村が人・農地プランの状況等を踏まえて予算を配分する間接補助方式で実施します。

#### 1. 融資主体補助型

中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。その際、過去に融資により顕著な経営改善の効果のあった者に対しては、優先的に配分されるように措置します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援します。

補助率：融資残額（3／10上限）、定額  
事業実施主体：市町村

#### 2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

補助率：1／2以内（4,000万円上限）  
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148（直））]

## 9 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【100（－）百万円】

### 対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への災害予防のために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

### <背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、新燃岳や桜島などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

### 政策目標

湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少

### <主な内容>

火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備に対する助成、その他関連して行う基盤整備等に対する助成を行うことにより、災害に強い農村づくりを推進します。

補助率：1／2以内  
事業実施主体：市町村または農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課      (03-3502-6430 (直))]

## ○ 「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

### 趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、農業経営に著しい影響を及ぼしています。
- このため、**火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域**に対して、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かれない役割を果たす、農作物等への**被害を防除、最小化するために必要な施設整備等**を実施し、**災害への対応体制を強化**します。

### 事業内容

- ① 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施。

### 事業の対象

- 活動火山特別措置法に基づき、**都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、農業者が組織する団体等**

### 補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、**事業費の1／2以内**を補助

農林水産省



計画主体  
(都道府県)



事業実施主体



## 10 多面的機能・担い手調査

【1, 572（一）百万円】

### 対策のポイント

農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払い」及び新たな経営所得安定制度を中心とする「担い手総合支援」の制度設計に向けた調査を行います。

### <背景／課題>

- ・ 農業が果たしている役割は、食料生産のみならず国土保全や集落機能の維持など極めて多面的です。
- ・ 夢と希望と誇りを持てる農業を実現するため、地域の自主的な努力を踏まえ、コメに加えて麦・大豆、畜産、野菜・果樹など複合的に取り組む農家や法人、集落営農など地域の実情に応じた多様な担い手の経営全体を支えていく必要があります。

### 政策目標

農業の多面的機能の維持・向上に向けた直接支払い及び担い手総合支援の具体化

### <主な内容>

農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払い」及び新たな経営所得安定制度を中心とする「担い手総合支援」の制度設計に向けた調査を行います。

- ・ 集落共同体等による資源保全・管理活動の把握・分析
- ・ 景観等の農村価値の向上を目指す特別な農業生産活動の把握・分析
- ・ 多面的機能の発揮に必要な作目別・地域別の農業生産活動の把握・分析
- ・ 直接支払い制度の設計に必要な基盤調査等
- ・ 経営所得安定制度等の検討に必要な農業経営に関するデータ収集等

（委託費）  
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房政策課(03-3502-8448(直))]

## 11 中山間地域等直接支払交付金

【28,463(25,917)百万円】

### 対策のポイント

高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実施します。

### <背景／課題>

- ・中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策（平成22年度～平成26年度）として実施しているところ。
- ・平成23年度においては、約68万ha（対象農用地の約8割）の農用地で本制度に取り組んでいるところですが、中山間地域等の農業・農村の多面的機能を維持し、耕作放棄や集落機能の低下を防止するには、更に多くの集落等が本制度を活用し、継続的な農業生産活動に取り組んでいただく必要があります。

### 政策目標

耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止（平成22年度～26年度）

### <主な内容>

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金 28,090(25,544)百万円

中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を、協定に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付します。

また、本制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額を加算します。

〔 補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a 等）  
事業実施主体：地方公共団体 〕

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 373(373)百万円

都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保します。

〔 補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体 〕

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359(直))]

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【28,463(25,917)百万円】

## 中山間地域等直接支払制度の内容(平成22～26年度)

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農用地を維持し、多面的機能の確保を図るため、集落協定等に基づき耕作等を行う農業者に交付金を交付

### 【対象地域】

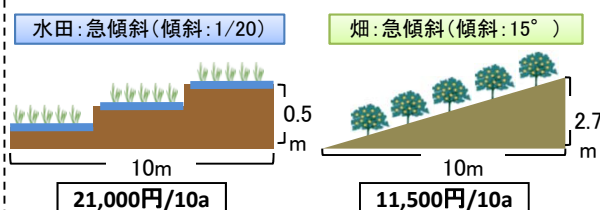
地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

地域振興8法等：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法及び東日本大震災復興特別区域法

### 【対象農用地】

基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

### ◎ 主な交付単価



| 地目 | 区分  | 交付単価<br>円/10a |
|----|-----|---------------|
| 田  | 急傾斜 | 21,000        |
|    | 緩傾斜 | 8,000         |
| 畑  | 急傾斜 | 11,500        |
|    | 緩傾斜 | 3,500         |

### ◎ 平成23年度から、一部以下のように見直し。

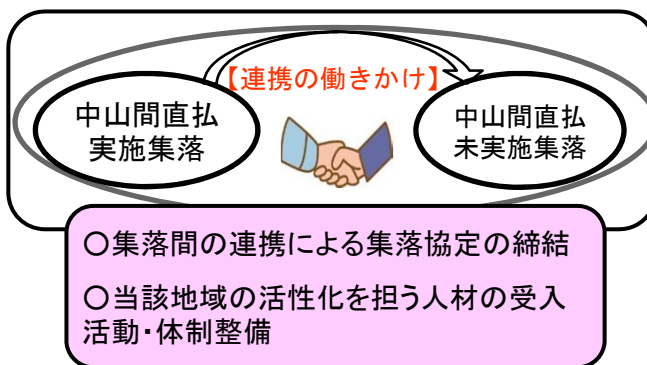
(1) 地域振興8法地域内の農用地であって、傾斜地と同等の条件不利性が認められる特認農用地について、傾斜地と同等の条件で交付金を交付。

(2) 交付金の2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則。

なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能。

### 集落連携促進加算(H25拡充)

本制度に取り組んでいる集落が、これまで取り組んでこなかった集落等と連携しながら、当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額を加算



## 12 農地・水保全管理支払交付金

【28, 163 (24, 695) 百万円】

### 対策のポイント

- ・地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や、施設の長寿命化のための活動等に対して支援します。
- ・農地集積が進展していく中、農地・水の管理作業を集落で持続的に担うための環境を整備する取組に対して追加的に支援します。

### <背景／課題>

- ・集落など地域の共同活動で支えられている農地・農業用水等の資源の保全管理については、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴い、集落機能の低下、地域の共同活動の脆弱化が懸念されています。
- ・更に、農地周りの農業用排水路等の老朽化が進行するとともに、競争力ある「攻めの農業」の実現に向けた、担い手への農地集積の進展、土地持ち非農家の増加に伴い共同活動力の低下が懸念されています。
- ・こうした状況を踏まえ、農村コミュニティの維持・活性化にも寄与する農地・水保全管理支払交付金の取組を推進しつつ、農地・農業用水の管理作業を、集落で持続的に担うための環境を整備していく必要があります。

### 政策目標

非農家等の多様な主体の参加による地域共同活動への参加者数：延べ1,000万人・団体以上（H24～H28）

### <主な内容>

1. 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動への支援  
18, 168 (17, 487) 百万円
- 農地・農業用水等の資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの農地、水路等の資源の日常的管理と、水質保全、生態系保全などの農村環境の保全のための活動を支援します。

共同活動支援交付金  
補助率：定額<sup>(注)</sup>  
事業実施主体：地域協議会 等

(注) 基本単価：都府県の水田4,400円/10a 等  
継続地区の単価：基本単価の7.5割を上限

2. 施設の長寿命化のための活動や高度な農地・水の保全活動等への支援  
8, 978 (6, 175) 百万円
- 集落の手による農業用排水路等の長寿命化の取組等を推進するとともに、水利施設の自動化、カバープランツの植栽など水管理・畦畔管理の省力化等に資する集落の取組を追加的に支援します。

向上活動支援交付金  
補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a、1,000円/10a・2,000円/10a等）  
事業実施主体：農業者等の組織する団体 等

3. 農地・水保全管理支払の推進  
1, 017 (1, 033) 百万円
- 農地・水保全管理支払の適切な実施等に向けて、現場における事業の推進や履行確認など、地方公共団体等による集落への支援体制を構築します。

農地・水保全管理支払推進交付金  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、地域協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2447 (直))]

# 農地・水保全管理支払交付金

【28, 163 (24, 695) 百万円】

## 農地・農業用水等の資源の保全管理をめぐる現状と課題

- 本対策は、全国2万組織、143万haで取り組み、農地・農業用施設等の保全や地域環境の保全・向上、地域コミュニティの活性化などに効果を発揮。
- 一方、担い手への農地集積の進展、土地持ち非農家の増加に伴う共同活動力の低下が懸念。

## 農地・水保全管理支払交付金

- 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や、施設の長寿命化のための活動等に対して支援。
- 農地・水の管理作業を集落で持続的に担うための環境を整備する取組に対して追加的に支援。

### 共同活動支援交付金

18, 168 (17, 487) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した組織等が支援対象
- ・ 地域共同で行う農地・水路等の資源の日常の管理と農村環境の保全のための活動に対して支援

- 基本単価：都府県の水田 4,400円/10a 等
- 継続地区の単価：基本単価の7.5割を上限



水路の泥上げ  
(日常の管理)



農道脇への花の植栽  
(農村環境の向上)



ため池の点検  
(日常の管理)



異常気象等後の  
見回り・応急措置

併せて

### 向上活動支援交付金

8, 978 (6, 175) 百万円

- ・ 集落の手による農地周りの水路等施設の長寿命化の取組に対して支援  
(単価：都府県の水田 4,400円/10a 等)



水路の補修  
(施設の長寿命化)



砂利舗装をアスファルト舗装へ  
(施設の長寿命化)

- ・ 水管理・畦畔管理の省力化や地域環境の保全等に資する高度な取組に対し加算措置

- 単価：取組内容に応じ 1,000円/10a、2,000円/10a 等



カバープランツの植栽  
(畦畔管理の省力化)



水田魚道の設置  
(地域環境の保全)

### 集落を支える体制の強化

- ・ 広域での取組を強化する活動組織等を支援 (単価：40万円/組織 等)

### 農地・水保全管理支払推進交付金

1, 017 (1, 033) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な推進

## 13 環境保全型農業直接支援対策

【2, 644 (2, 644) 百万円】

### 対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援します。

### <背景／課題>

- ・「環境にやさしい」農業については、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の導入促進を図ることが必要です。
- ・外部有識者による対策の検証検討会において、新たな取組の増加が図られる仕組みとなるよう、また、集団的な取組の推進等より効率的かつ効果的な仕組みとなるよう見直しを行っていくべきとの方向性が示されています。

### 政策目標

平成26年度までに、エコファーマー累積新規認定数を34万件、有機JAS認定農産物の生産量を平成19年度比50%増

### <主な内容>

#### 1. 環境保全型農業に対する支援（環境保全型農業直接支払制度）

2, 470 (2, 470) 百万円

農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。（国の支援額：4,000円/10a以内、国と地方公共団体が1：1の負担割合で共同して支援）

具体的には、環境保全に効果の高い営農活動の取組を増やしていくため、以下の見直しを行った上で支援します。

- 全国的な広がりを持った営農活動として取り組まれるよう、新たに堆肥の施用（注）を全国共通取組に位置づけるとともに、地域の実情に応じた取組を推進する観点から、支援対象取組を再整理します。
- 営農活動の実施に伴う追加的コストを精査の上、一部取組の支援単価を見直します。

〔 国の支援額：有機農業のうちそば等雑穀、飼料作物：1,500円/10a  
堆肥の施用（注）：2,200円/10a 〕

（注）堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」を指す。

※ 24年度に引き続き、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して設定する地域特認取組に対しても支援します。

〔 環境保全型農業直接支払交付金  
補助率：定額  
事業実施主体：農業者等 〕

#### 2. 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

144 (144) 百万円

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施に向けた地方公共団体等の支援体制を整備します。

〔 環境保全型農業直接支払推進交付金  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体等 〕

#### 3. 環境保全型農業直接支払制度に係るシステムの整備

30 (30) 百万円

より効率的・効果的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、必要な電算処理システムの改修を実施します。

〔 環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費  
事業実施主体：民間団体 〕

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-6744-0499(直)）]

## 環境保全型農業直接支援対策

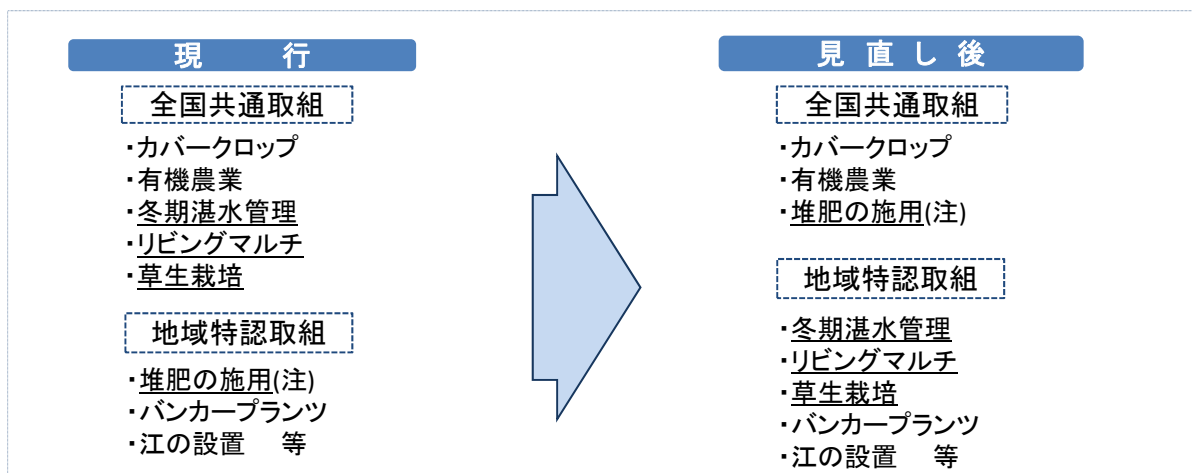
### 環境保全型農業直接支払交付金

【2,470(2,470)百万円】

- ◆ 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。(国の支援額:4,000円/10a以内、国と地方公共団体が1:1の負担割合で共同して支援)
- ◆ 具体的には、環境保全に効果の高い営農活動の取組を増やしていくため、以下の見直しを行った上で支援します。

#### 見直しの内容

- ◇ 全国的な広がりを持った営農活動として取り組まれるよう、新たに堆肥の施用(注)を全国共通取組に位置づけるとともに、地域の実情に応じた取組を推進する観点から、支援対象取組を再整理します。



- ◇ 営農活動の実施に伴う追加的コストを精査の上、一部取組の支援単価を見直します。

- ・有機農業のうちそば等雑穀、飼料作物  
【現行】国の支援額:4,000円/10a → 【見直し後】国の支援額:1,500円/10a
- ・堆肥の施用(注)  
【現行】国の支援額:2,500円/10a → 【見直し後】国の支援額:2,200円/10a

(注)堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」を指す。

※ 24年度に引き続き、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して設定する地域特認取組に対しても支援します。

### 環境保全型農業直接支払推進交付金

【144(144)百万円】

### 環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費【30(30)百万円】



## 14 経営所得安定対策

本対策は、25年産について、24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施しますが、26年産以降のあり方については、今後検討していくこととしています。

### 対策のポイント

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促します。

### <背景/課題>

- ・我が国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この20年間で農業所得が半減しています。
- ・穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫していく中で、国内生産力を確保することが重要となっています。
- ・安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

### 政策目標

麦・大豆等の作付面積を65万ha拡大（32年度）

### <主な内容>

#### 1 畑作物の直接支払交付金（24年産の「畑作物の所得補償交付金」と同じ枠組み）

[所要額] 212,319百万円

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付します。

##### （1）交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

##### （2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

##### （3）交付単価

###### ① 数量払

食料の安定供給に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

[平成25年度予算の概要]

○ 平均交付単価

|      |              |
|------|--------------|
| 小麦   | 6,360円／60kg  |
| 二条大麦 | 5,330円／50kg  |
| 六条大麦 | 5,510円／50kg  |
| はだか麦 | 7,620円／60kg  |
| 大豆   | 11,310円／60kg |

|             |              |
|-------------|--------------|
| てん菜         | 6,410円／t     |
| でん粉原料用ばれいしょ | 11,600円／t    |
| そば          | 15,200円／45kg |
| なたね         | 8,470円／60kg  |

○ 品質加算

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

<小麦の品質区分と交付単価>

(円／60kg)

| 品質区分<br>(等級/ランク) | 1 等   |       |       |       | 2 等   |       |       |       |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  | A     | B     | C     | D     | A     | B     | C     | D     |
| 小麦               | 6,450 | 5,950 | 5,800 | 5,740 | 5,290 | 4,790 | 4,640 | 4,580 |

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

<大麦・はだか麦の品質区分と交付単価>

(円／単位数量)

| 品質区分<br>(等級/ランク) | 1 等   |       |       |       | 2 等   |       |       |       |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  | A     | B     | C     | D     | A     | B     | C     | D     |
| 二条大麦 (50kg)      | 5,390 | 4,970 | 4,850 | 4,800 | 4,530 | 4,110 | 3,980 | 3,930 |
| 六条大麦 (50kg)      | 5,880 | 5,460 | 5,330 | 5,280 | 4,850 | 4,430 | 4,310 | 4,260 |
| はだか麦 (60kg)      | 7,890 | 7,390 | 7,240 | 7,150 | 6,320 | 5,820 | 5,670 | 5,590 |

<大豆の品質区分と交付単価>

(円／60kg)

| 品質区分 (等級) | 1 等     | 2 等     | 3 等     |
|-----------|---------|---------|---------|
| 一般大豆      | 12,170円 | 11,480円 | 10,800円 |
| 特定加工用大豆   | 10,120円 |         |         |

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

<てん菜の品質区分と交付単価>

(円／t)

| 品質区分 (糖度) | (▲0.1度ごと) | 17.1度  | (+0.1度ごと) |
|-----------|-----------|--------|-----------|
| てん菜       | ▲62円      | 6,410円 | +62円      |

<でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価>

(円／t)

| 品質区分 (でん粉含有率) | (▲0.1%ごと) | 18.0%   | (+0.1%ごと) |
|---------------|-----------|---------|-----------|
| でん粉原料用ばれいしょ   | ▲64円      | 11,600円 | +64円      |

<そばの品質区分と交付単価>

(円／45kg)

| 品質区分 (等級) | 1 等     | 2 等     | 3 等     | 規格外・未検査 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| そば        | 16,870円 | 16,160円 | 15,360円 | 12,150円 |

＜なたねの品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

| 品質区分（品種） | キザキノナタネ<br>ナナシキブ<br>キラリボシ | その他の品種 |
|----------|---------------------------|--------|
| なたね      | 8,680円                    | 7,940円 |

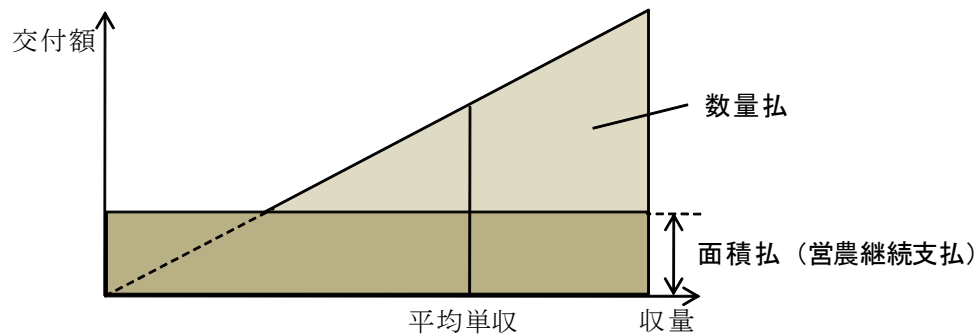
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価：20,000円／10a（畑作物共通）

※ 面積払は、前年産の生産面積に基づいて支払います。前年産の生産面積のない者は数量払による支払いとなります。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2 水田活用の直接支払交付金（24年産の「水田活用の所得補償交付金」と同じ枠組み）

251,714百万円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

（1）交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

（2）交付単価

① 戦略作物助成

| 対象作物            | 交付単価        |
|-----------------|-------------|
| 麦、大豆、飼料作物       | 35,000円／10a |
| 米粉用米、飼料用米、WCS用稲 | 80,000円／10a |
| そば、なたね、加工用米     | 20,000円／10a |

## [平成25年度予算の概要]

### ② 二毛作助成 15,000円／10a

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作に対して交付します。

### ③ 耕畜連携助成 13,000円／10a

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して交付します。

## (3) 産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。

この資金の活用にあたっては、都道府県の判断で畑地で生産される畑作物の直接支払交付金の対象作物及び休閑緑肥を対象とすることも可能とします。

## 3 米の直接支払交付金（24年産の「米の所得補償交付金」と同じ枠組み）

161,250百万円

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

### (1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

### (2) 交付単価

米の生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を「経営費＋家族労働費の8割」として、標準的な販売価格との差額分を10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

|      |   |         |   |     |
|------|---|---------|---|-----|
| 交付単価 | : | 15,000円 | ／ | 10a |
|------|---|---------|---|-----|

## 4 米価変動補填交付金

8,400百万円

24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた「販売農家」、「集落営農」に対して、「24年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

（24年産の販売価格は、出回りから25年3月までの全国平均の相対取引価格を使用します。）

## 5 水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）

【所要額】72,443百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの24年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填します。

なお、米については、米価変動補填交付金との重複を避けるための調整措置を行います。

[平成25年度予算の概要]

6 加算措置 2, 000百万円

○ 再生利用交付金（24年産の「再生利用加算」と同じ枠組み） 2, 000百万円

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、次の額を最長5年間支払います。

|      | 平地           | 条件不利地        |
|------|--------------|--------------|
| 交付単価 | 20, 000円／10a | 30, 000円／10a |

※ 従来の「緑肥輪作加算」は、25年産については「水田活用の直接支払交付金」の「産地資金」に統合します。

※ 従来の「規模拡大加算」は、25年産については「担い手への農地集積推進事業」の中で実施します。

※ 従来の「集落営農の法人化等に対する支援」は、25年産については「担い手・農地総合対策」の中で実施します。

7 直接支払推進事業等

（24年度の「農業者戸別所得補償制度推進事業等」と同じ枠組み）

10, 437百万円

システム運営など直接支払の運営に必要な経費を措置するとともに、生産数量目標の設定、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します（10, 437百万円の中には、予備費100百万円を含んでいます。）。

[平成25年度予算の概要]

○ 経営所得安定対策の平均交付単価

<水田>

(千円／10a)

|                        | 米・畑作物の直接支払      |         | 水田活用の直接支払※<br>② | 合計<br>③＝①＋② |
|------------------------|-----------------|---------|-----------------|-------------|
|                        | 基本単価（数量払）       | 左の面積換算① |                 |             |
| 主食用米                   | －               | 15      | －               | 15          |
| 小麦                     | 6,360 (円/60kg)  | 44      | 35              | 79          |
| 二条大麦                   | 5,330 (円/50kg)  | 38      | 35              | 73          |
| 六条大麦                   | 5,510 (円/50kg)  | 34      | 35              | 69          |
| はだか麦                   | 7,620 (円/60kg)  | 40      | 35              | 75          |
| 大豆                     | 11,310 (円/60kg) | 38      | 35              | 73          |
| そば                     | 15,200 (円/45kg) | 23      | 20              | 43          |
| なたね                    | 8,470 (円/60kg)  | 32      | 20              | 52          |
| 飼料作物                   | －               | －       | 35              | 35          |
| 米粉用米<br>飼料用米<br>WC S用稲 | －               | －       | 80              | 80          |
| 加工用米                   | －               | －       | 20              | 20          |

※ 地域の判断によって、産地資金により交付単価が上乗せとなる作物がある。

<畑作>

(千円／10a)

|                 | 畑作物の直接支払        |        |
|-----------------|-----------------|--------|
|                 | 基本単価（数量払）       | 左の面積換算 |
| 小麦              | 6,360 (円/60kg)  | 44     |
| 二条大麦            | 5,330 (円/50kg)  | 38     |
| 六条大麦            | 5,510 (円/50kg)  | 34     |
| はだか麦            | 7,620 (円/60kg)  | 40     |
| 大豆              | 11,310 (円/60kg) | 38     |
| てん菜             | 6,410 (円/t)     | 40     |
| でん粉原料用<br>ばれいしょ | 11,600 (円/t)    | 52     |
| そば              | 15,200 (円/45kg) | 23     |
| なたね             | 8,470 (円/60kg)  | 32     |

お問い合わせ先：

1、3～7の事業

経営局経営政策課

(03-3502-5601 (直))

(従来の「規模拡大加算」)

経営局農地政策課

(03-6744-2151 (直))

2の事業

生産局穀物課

(03-3597-0191 (直))

# 経営所得安定対策の概要(平成25年度概算決定)

〔24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施。〕

## 目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促す

## 対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の直接支払交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

## 交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

## 畑作物の直接支払交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

### 【数量払】

| 対象作物        | 交付金額         | 対象作物        | 交付金額         |
|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 小麦【水田・畑地】   | 6,360円/60kg  | てん菜         | 6,410円/トン    |
| 二条大麦【水田・畑地】 | 5,330円/50kg  | でん粉原料用ばれいしょ | 11,600円/トン   |
| 六条大麦【水田・畑地】 | 5,510円/50kg  | そば【水田・畑地】   | 15,200円/45kg |
| はだか麦【水田・畑地】 | 7,620円/60kg  | なたね【水田・畑地】  | 8,470円/60kg  |
| 大豆【水田・畑地】   | 11,310円/60kg |             |              |

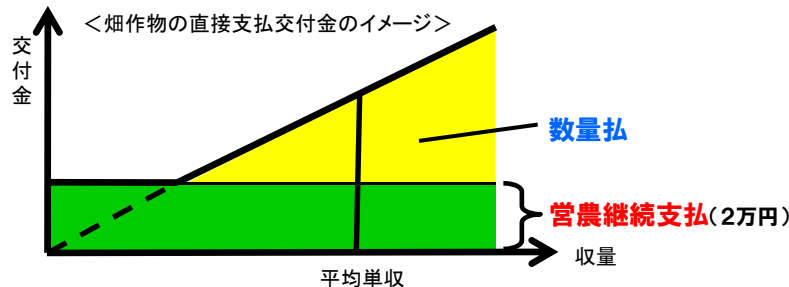
注:小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

【品質加算】数量払いの交付単価を品質に応じて増減

### 【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a



## 水田活用の直接支払交付金

(2,517億円)

### 【戦略作物助成】

| 対象作物            | 交付単価      |
|-----------------|-----------|
| 麦、大豆、飼料作物       | 3.5万円/10a |
| 米粉用米、飼料用米、WCS用稲 | 8.0万円/10a |
| そば、なたね、加工用米     | 2.0万円/10a |

【二毛作助成】 1.5万円/10a 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】 地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

## 米の直接支払交付金

(1,613億円)

【米の生産数量目標を守った農業者が対象】

1.5万円/10a

## 米価変動補填交付金

(84億円(24年産))

【24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた者が対象】

24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

## 水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)

(724億円)【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの24年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補填
- ◇ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出

## 加算措置等

加算措置 20億円  
直接支払推進事業等 104億円

## 再生利用交付金

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付

## 直接支払推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成等

(注)「規模拡大加算」は「担い手への農地集積推進事業」の中で実施。「集落営農の法人化等に対する支援」は「担い手・農地総合対策」の中で実施。

「緑肥輪作加算」は「水田活用の直接支払交付金」の「産地資金」に統合。



## 15 人・農地問題解決推進事業

【1, 109（703）百万円】

### 対策のポイント

集落・地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定め、その経営体への農地の集積が円滑に進むようにします。

### <背景／課題>

- ・高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在しています。
- ・このため、集落・地域での話し合いに基づく適切な「人・農地プラン」の作成・実行により、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図る必要があります。

### 政策目標

効率的・安定的な農業経営が大宗（約8割）を占めるよう担い手への農地集積を進めるとともに、青年新規就農者を毎年2万人定着させ、将来にわたって持続可能な力強い農業の実現を目指す

### <主な内容>

#### 1. 人・農地プラン作成活動等

509（703）百万円

市町村等が、集落・地域レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランを作成するための取組等に対して支援します。

※ 人・農地プランの検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。

#### 2. 地域農業支援組織連携強化活動支援〔新規〕

600（－）百万円

適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制を強化します。具体的には、連携・分担を明確にすることを前提として、地域連携推進員の設置等の取組を支援します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：市町村等 ）

（ お問い合わせ先：  
1の事業 経営局経営政策課（03－6744－0577（直））  
2の事業 経営局農地政策課（03－6744－2151（直）） ）

# 人と農地の問題解決のための施策の推進

高齢化や後継者不足、耕作放棄地などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在

## 人・農地プランの作成

地域の話し合いで、  
・中心経営体の特定  
・中心経営体への農地の集積  
・地域農業のあり方を明確化

人・農地プランを作成するための取組、地域における推進体制の強化等に対する支援を実施  
【人・農地問題解決推進事業】

## 関連施策

### 新規就農・経営継承

- 青年就農給付金  
(準備型(2年)・経営開始型(5年))  
★所要額の確保と基金化
- 農の雇用事業  
★青年の農業法人等への雇用就農支援  
★農業法人等の職員を当該法人等の次世代経営者として育成するための研修派遣に対する支援

### 農地集積

- 出し手への農地集積協力金
- 受け手への規模拡大交付金  
★栽培されている作物に関わらず、農地の出し手と受け手を支援

### 金融支援

- スーパーL資金の当初5年間無利子化

### プラン作成と関連施策の連携

- 青年就農給付金（経営開始型）、農地集積協力金、経営体育成支援事業(個別経営体の機械等の融資残補助)、スーパーL資金の当初5年間無利子化は、「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体等向け
- 基盤整備事業、各種共同利用施設整備事業等の実施に当たって、人・農地プランとの関係を考慮(強い農業づくり交付金、基盤整備事業等)

## 政策目標

- 効率的・安定的な農業経営が大宗(約8割)を占めるよう農地集積を推進
- 毎年約2万人の新規就農者の確保

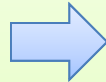
# 人と農地の問題解決のための関連施策の強化

## 関連施策の強化(25年度)

### 人・農地プラン

地域の話し合いで、

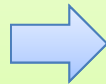
- ・ 中心経営体の特定
- ・ 中心経営体への農地の集積
- ・ 地域農業のあり方を明確化



#### ★地域における推進体制の強化

適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制を強化

人・農地問題解決推進事業のうち  
地域農業支援組織連携強化活動支援 6（－）億円



#### ★プラン作成メリットの強化

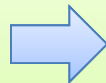
- ・ 経営体育成支援事業（個別経営体の機械等の融資残補助）について、適切な「人・農地プラン」を作成した地域向けのものとして再編

【経営体育成支援事業 47（63）億円】

- ・ 基盤整備事業、各種共同利用施設整備事業等の実施に当たって、人・農地プランとの関係を考慮（強い農業づくり交付金、基盤整備事業等）

### 新規就農・経営継承

- 青年就農給付金  
（準備型(2年)・経営開始型(5年)）
- 農の雇用事業  
（青年の農業法人等への雇用就農）



#### ★所要額の確保と基金化

#### ★農業法人等の雇用力の強化

- ・ 農業法人等の職員を当該法人等の次世代経営者として育成するための研修派遣に対する支援を追加

新規就農・経営継承総合支援事業のうち  
青年就農給付金 175（104）億円  
農の雇用事業 58（26）億円

### 農地集積

- 出し手への農地集積協力金
- 受け手への規模拡大交付金

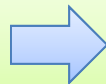


#### ★樹園地、野菜畑等（土地利用型農業以外）の円滑な経営継承を対象に追加（規模拡大交付金では既に対象となっているところ）

担い手への農地集積推進事業のうち  
農地集積協力金 65（65）億円  
規模拡大交付金 100（100）億円

### 金融支援

- スーパーL資金の当初5年間  
無利子化



#### ★融資枠の確保

融資枠 1,000（760）億円

# 地域農業支援組織の連携強化

6億円（一億円）

適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制を強化。

（※市町村段階で実施できない場合は都道府県段階で行うことも可）

## 地域農業支援組織の連携の内容

地域農業支援組織は、地域農業再生協議会のメンバーである市町村、農業委員会、ＪＡ、農地利用集積円滑化団体、土地改良区、農業共済組合、普及センター、県振興事務所 など

### ① 人・農地プランの作成・実行に向けた関係組織相互の具体的な連携・分担の明確化

- （例）
- ・ 関係組織の合同説明会の開催
  - ・ 関係組織ごとの担当地域の決定
  - ・ 新規就農者ごとに指導する担当組織・担当者等を決定
  - ・ 関係組織が全メンバーに提供する情報の決定（農地情報・地図等の提供）



### ② ①の連携・分担を実施してもなお、各地域の合意形成・実行を的確に進めるために必要な補充人員（当該地域に精通した人物（普及組織のOB等））とその担当地域の明確化

### ③ 農地情報を最も効率的に地図システムに集約していく方法の決定

## 支援の内容

地域連携推進員（市町村が雇用）の活動支援

農地情報の地図化に必要な経費の支援

## 16 新規就農・経営継承総合支援事業

【23, 877（13, 574）百万円】

### 対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

#### <背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、40歳未満の若い就農者は1万4千人（平成23年）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。

### 政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指す

#### <主な内容>

1. 新規就農者確保事業 23, 282（12, 980）百万円  
（※うち青年就農給付金事業：17, 490百万円）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

また、青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（最長2年間）します。

2. 農業者育成支援事業 595（595）百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援します。

また、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験の実施を支援します。

補助率：定額、1／2  
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直））]

# 新規就農・経営継承対策の全体像

25年度予算 新規就農・経営継承総合支援事業【239億円】  
(24年度補正予算(青年就農給付金・農の雇用事業)【99億円】)

|                                                                                                           | 就農準備<br>(高校卒業後を支援)                                                                                                                                                                                                | 就農開始                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                        | 経営確立    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                   | 法人正職員としての就農                                                                                                                                                                       | 独立・自営就農 (※)                                                                                                                                                                                                                                                            |         |
| <b>所得の確保</b><br>最低賃金<br>(約820円×1800時間)<br>の確保<br><br>①+②+③<br>合計で 233億円<br>・青年就農給付金 175億円<br>・農の雇用事業 58億円 | <b>青年就農給付金(準備型) ①</b><br><br>・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について<br><u>・年間150万円を最長2年間給付</u><br><br>○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還 | 法人正職員として最低賃金以上を確保<br><br><b>法人側に対して農の雇用事業 ③</b><br><br>1)法人に就職した青年に対する研修経費として <u>年間最大120万円を助成(最長2年間)</u><br><br>2)法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間) | <b>青年就農給付金(経営開始型)②</b><br><br>・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について<br><u>・年間150万円を最長5年間給付</u><br><br>○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り<br>○所得が250万円以上ある場合は給付しない<br><br>※親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象 |         |
| <b>技術の習得</b>                                                                                              | <b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成</b>                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |
| <b>機械・施設の導入</b><br>(経営の複合化、多角化等に必要な物を含む)                                                                  |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                   | 就農支援資金(無利子)<br><br>経営体育成支援事業                                                                                                                                                                                                                                           | スーパーL資金 |
| <b>農地の確保<br/>就農相談</b>                                                                                     | 就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、<br>・農地利用の目途をつける<br>・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。                                                                                                                            | <div> <div></div> <b>が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容</b> </div>                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |

## 17 担い手への農地集積推進事業

【(所要額) 16,500(16,500)百万円】

### 対策のポイント

担い手への農地の集積が円滑に進むように支援します。

### <背景／課題>

- ・今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれています。
- ・このため、地域での話し合いを通じた合意形成等により、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進することを通じ、「平成の農地改革」を強力に推進し、持続可能な力強い農業構造を目指すことが喫緊の課題となっています。

### 政策目標

効率的・安定的な農業経営が大宗（約8割）を占めるような担い手への農地集積を推進

### <主な内容>

#### 1. 農地集積協力金

6,500(6,500)百万円

土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として（解消される見込みのない遊休農地を保有している者を除く）、農地利用集積円滑化団体等を通じて、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連坦化させようとする場合に、市町村等がそれに協力する者に対して農地集積協力金を支払います。

※ 土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等（土地利用型農業以外）の円滑な経営継承を交付対象に追加します。

（市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。  
0.5ha以下：30万円/戸  
0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸  
2.0ha超：70万円/戸

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体）

#### 2. 規模拡大交付金

【所要額】10,000(10,000)百万円

農地の受け手が、農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積（連坦化）するために利用権を取得した農地の面積に応じて、2万円/10aを支払います。

※ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大交付金の面的集積要件を満たしたことになります。

※ 交付対象作物に制限はありません。

（補助率：定額  
交付先：販売農家等）

[お問い合わせ先：経営局農地政策課（03-6744-2151（直））]



# 農地集積のための総合的な対策

## 遊休農地解消のための 農地法等の適正運用

### 農地法

農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導）

- ・農地利用状況の調査



- ・遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、  
遊休農地所有者等への通知、勧告、  
買入協議、都道府県知事による調停、  
特定利用権の設定等の手続へ移行

### 相続税納税猶予

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続

### 贈与税納税猶予

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続（貸付け時点で10年以上（65歳未満の場合には20年以上）の営農が必要）

## 担い手への農地集積推進事業

### 出し手に対する支援

集落・地域における徹底した話し合いにより、市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成



### 農地集積協力金 65億円（65億円）

集落・地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするため、人・農地プランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を交付

市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。

- 0.5ha以下：30万円／戸
- 0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸
- 2.0ha超：70万円／戸

- ※ 土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等（土地利用型農業以外）の円滑な経営継承を交付対象に追加。

### 受け手に対する支援

### 規模拡大交付金100億円（100億円）

農地の受け手が、農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積（連坦化）するために利用権を取得した農地の面積に応じて規模拡大交付金を交付

[交付単価]  
2万円／10a

- ※ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大交付金の面的集積要件を満たしたことになります。

- ※ 交付対象作物に制限はありません。

## 18 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【(所要額) 4, 517 (3, 513) 百万円】

### 対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

### 政策目標

**農用地区域を中心として、荒廃した耕作放棄地を解消（6千haの解消（25年度））**

### <主な内容>

#### 1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。

#### 2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

#### 3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

〔補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等  
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））]

# 平成25年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

## 事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）  
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

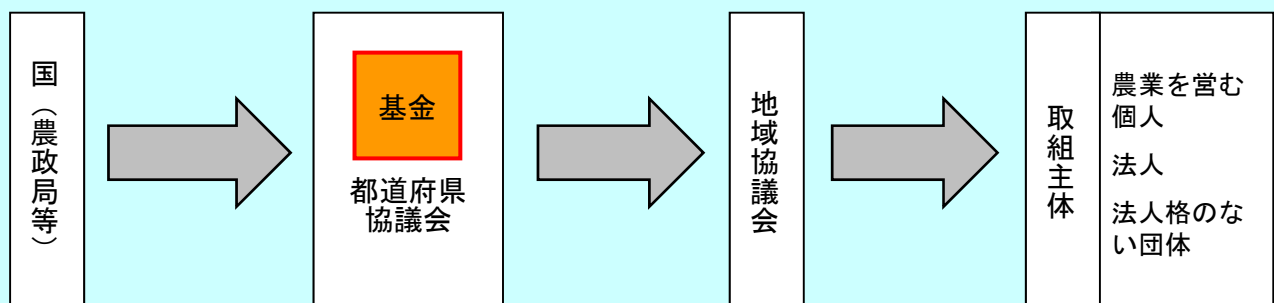
### 【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援**
  - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
    - ・ 定額支援【5万円/10a】（重機を用いて行う場合等【1／2以内等】）
    - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
  - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
  - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
  - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備 【1／2以内等】
  - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
  - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
  - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



### 【交付金の流れ】



## 19 女性の能力の積極的な活用

### 対策のポイント

農林水産省の施策において、地域計画づくりへの女性参画の要件化や女性による事業活用の促進等により、女性の能力を積極的に活用します。

### <背景／課題>

女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、その能力の発揮を一層促進する必要があります。

### 政策目標

地域農業の活性化や6次産業化における女性の能力の活用

### <主な内容>

#### 1. 企画・立案段階からの女性の参画促進

##### ○ 人・農地問題解決推進事業

地域の中心となる経営体や地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、女性が概ね3割以上参画することとします。

#### 2. 地域農業の活性化などにチャレンジする女性への支援

48, 245百万円の内数

経営体向けの補助事業については、女性農業者等の積極的活用が望まれることから、3のネットワーク等を通じて女性にこれら事業を活用できることを周知徹底するとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮します。

##### ○ 経営体育成支援事業

4, 663（6, 346）百万円の内数

女性グループも含め、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業用機械・施設等の導入を通じて経営の改善に向けた取組を行う場合の経費を支援します。

##### ○ 6次産業化支援事業

1, 443（3, 639）百万円の内数

女性グループも含め、地域の農林漁業者等に対する新商品開発や販路開拓、技術研修会の開催等を支援するとともに、女性による取組事例の情報提供などにより、女性の事業活用をサポートします。

この他の事業においても、女性の取組の促進に配慮した措置を講じます。

#### 3. 地域で活躍する女性経営者の飛躍的な発展支援

##### ○ 女性・高齢者等活動支援事業のうち女性経営者発展支援事業等

160（163）百万円

女性経営者相互のネットワークの形成や、企業経営者等との交流機会の設定、全国レベルの情報交換による女性経営者の声の集約などを通じて、女性経営者の飛躍的な発展を促します。

[ お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-3502-6600（直）） ]

# チャレンジする女性への支援のための施策

## 女性農業者等が積極的に採択されるよう配慮するもの等

総額 48,245百万円の内数

| 事業名                            | 事業内容                                                                                                                                            | 予算額等         |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 経営体育成支援事業                      | 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成・確保を図るために必要な農業用機械等の整備を支援。<br>〔 農業経営の多角化等に取り組む女性を含む団体等も助成対象とします。 〕                                                       | 4,663百万円の内数  |
| 6次産業化支援事業                      | 地域の農林漁業者等に対する新商品開発や販路開拓、技術研修会の開催等を支援。<br>〔 事業の実施主体として女性を含め農林漁業に従事する者が組織する団体を追加します。女性による取組事例の提供などにより、女性の事業活用をサポートします。 〕                          | 1,443百万円の内数  |
| 強い農業づくり交付金                     | 国産農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。<br>〔 女性が活躍しやすい部門である農産物加工に必要な施設整備については、女性が主体の取組の場合に、面積と下限事業費の要件緩和をします。 〕                        | 24,422百万円の内数 |
| 都市農村共生・対流総合対策交付金               | 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援。<br>〔 「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組（地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等）を支援します。 〕 | 1,950百万円の内数  |
| 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金             | 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援。<br>〔 女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及び付帯施設整備（地域住民活動支援促進施設）を支援します。 〕     | 6,233百万円の内数  |
| 強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）       | 産地における水産業の強化に必要な施設等の整備を支援。<br>〔 女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援します。 〕                                                     | 3,250百万円の内数  |
| 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうち女性林業者等定着支援 | 女性林業者の定着を支援するため、女性林業グループ等を対象に全国レベルの交流会や優良活動事例等の情報提供を実施。                                                                                         | 6,233百万円の内数  |
| 沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業              | 漁村女性の資質向上のための研修・情報交換等を実施。また、漁村女性が取り組む漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動に対して支援。                                                                         | 51百万円        |

## 事業の実施に当たり、女性農業者等の参画に配慮するもの

| 事業名                                     | 事業内容                                                                                                           | 予算額等         |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 農地制度実施円滑化事業費補助金                         | 農業委員会等による農地の利用関係の調整、遊休農地解消に向けた取組、農地相談員の設置等に必要経費を支援。<br>〔 農業委員等の資質向上のための研修において女性の登用に関する周知・啓発活動を実施します。 〕         | 1,963百万円の内数  |
| 新規就農・経営継承総合支援事業のうち農業者育成支援事業のうち新規就農等相談支援 | 就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験の実施を支援。<br>〔 新規就農者を対象とした相談会において、女性の新規就農者による体験を紹介するセミナーを実施します。 〕          | 23,877百万円の内数 |
| 新規就農・経営継承総合支援事業のうち農業者育成支援事業のうち技術習得支援    | 地域農業のリーダーとなる人材を育成するため、農業経営者教育機関等の実施する研修に対する支援。<br>〔 地域の中核教育機関が策定する「教育改善計画」の検討メンバーに女性が参画することを要件とします。 〕          | 23,877百万円の内数 |
| 新事業創出人材育成事業                             | 新事業創出人材育成プログラムを活用した人材育成を実施。<br>〔 事業者の選定において、「女性が参加しやすい環境の整備に努めているか」を評価項目の一つとします。 〕                             | 39百万円        |
| 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金                      | 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援。<br>〔 計画申請時に、女性参画促進に向けた取組方針又は取組の有無を確認する事とします。 〕 | 6,233百万円の内数  |
| 森林・山村多面的機能発揮対策交付金                       | 森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化に資する取組を支援。<br>〔 本事業の活動内容を協議する地域協議会に女性が参画することを要件とします。 〕       | 3,000百万円の内数  |

## 20 担い手への金融支援事業 (スーパーL資金の金利負担軽減措置)

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 7, 275 (7, 969) 百万円の内数】

### 対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

### <背景／課題>

農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

### 政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達  
の円滑化

### <主な内容>

人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

#### 1. 対象者

人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者

#### 2. 借入条件等

##### (1) 対象資金

スーパーL資金

##### (2) 借入限度額 (2倍に拡大)

個人： 3億円 (複数部門経営等は6億円)

法人： 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)

##### (3) 償還期限

25年以内 (うち据置期間10年以内)

##### (4) 25年度融資枠

1000億円 (25年度予算：700億円、24年度補正予算：300億円)

##### (5) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化

#### 3. 事業実施主体

民間団体

### <取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 (03-6744-2165 (直))]

## 21 農地制度実施円滑化事業

【7, 272 (7, 557) 百万円】

### 対策のポイント

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

### <背景／課題>

- ・農地の貸借規制の見直し、農地の面的集積の推進、遊休農地解消等の強化等を内容とする農地法等改正法が平成21年12月に施行されました。
- ・これに伴い、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割がますます重要となっていることから、農業委員会の機能が十分に発揮されるよう支援する必要があります。

### 政策目標

全ての農業委員会が新たな農地制度を適切に運用

### <主な内容>

1. 農地制度実施円滑化事業費補助金 1, 963 (2, 181) 百万円  
農業委員会等による農地の利用関係の調整、遊休農地解消に向けた取組、農地相談員の設置等に必要な経費を支援します。
2. 農地調整費交付金 93 (98) 百万円  
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付金として交付します。
3. 全国農業会議所事業費 11 (13) 百万円  
全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査、農業委員会の資質向上のための活動等を支援します。
4. 農業委員会交付金 4, 728 (4, 744) 百万円  
農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるよう農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付します。
5. 都道府県農業会議会議員手当等負担金 477 (521) 百万円  
農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担します。

〔 補助率：10／10、定額、1／2 以内  
事業実施主体：農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所等 〕

[お問い合わせ先：経営局農地政策課 (03-6744-2153 (直))]



# 農地制度実施円滑化事業

平成25年度予算:7,272百万円

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

## ～農業委員会の体制整備の強化～

### ○農地制度実施円滑化事業費補助金(1,963百万円)

農業委員会等による農地の利用関係の調整、遊休農地解消に向けた取組、農地相談員の設置等に必要な経費を支援

- ・農地の利用関係の調整  
〔 農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介  
権利移動の許可取消し等による農地のあっせん 等 〕
- ・農地の利用状況調査などの遊休農地解消に向けた取組
- ・農地基本台帳の整備
- ・農地相談員の設置

等

### ○農業委員会交付金(4,728百万円)

農業委員会法に基づき、農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付

### ○農地調整費交付金(93百万円)

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付金として交付

### ○都道府県農業会議会議員手当等負担金(477百万円)

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担

### ○全国農業会議所事業費(11百万円)

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査や農業委員会の資質向上のための活動等を支援

## 22 農地保有合理化促進事業（特会）

【(所要額) 1, 140 (971) 百万円】

### 対策のポイント

農地保有合理化事業の円滑な実施に向けた取組を支援します。

#### <背景／課題>

- ・我が国農業の体質強化を図るためには、小規模で分散している農地を集積し、経営規模の拡大を促進することが重要です。
- ・このため、農地保有合理化事業（規模縮小農家等から農地を買い入れ、意欲ある農業者に売り渡す事業）を支援します。

### 政策目標

農地保有合理化法人が売買等により年間1万haの農地を集積

#### <主な内容>

##### 1. 指導推進整備費

都道府県による農地保有合理化法人に対する指導、(社)全国農地保有合理化協会による農地保有合理化法人への農地の買入れ等資金の無利子貸付に必要な体制整備等を支援します。

##### 2. 業務費

農地保有合理化法人が農地利用集積円滑化団体と連携して農地保有合理化事業を実施するために必要な活動費や農地の売買に伴う契約書作成、測量及び登記申請等に必要な経費を支援します。

##### 3. 事業費

###### (1) 土地買入資金助成費

(社)全国農地保有合理化協会が農地保有合理化法人に対して農地の買入れ等資金を貸し付ける場合、貸付金の原資を金融機関から調達する際の利子を助成します。

###### (2) 農地継承円滑化事業助成費

当面受け手のいない農地を維持・管理しつつ、良好な状態で意欲ある農業者へ円滑に継承するため、農地保有合理化法人が行う緑肥作物栽培等の管理耕作や特産農作物普及のための試験栽培等に要する経費を支援します。

###### (3) 経営再生支援事業助成費

経営困難に陥った農業者の農地・施設等を農地保有合理化法人が買い入れる際に、売渡しを受ける意欲のある農業者の農業経営を勘案した適正価格で売渡しを行うための査定に要する経費を支援します。

また、買い入れた農地等の生産性を低下させないよう、農地保有合理化法人が一時管理する際の経費を支援します。

（補助率：定額、7／10、6／10、1／2以内）  
事業実施主体：都道府県、(社)全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

[お問い合わせ先：経営局農地政策課 (03-6744-2151 (直))]

## 23 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【89, 199(89, 345) 百万円】

### 対策のポイント

農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図ります。

### <背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填して農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。

### 政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保

### <主な内容>

#### 1. 共済掛金国庫負担金

50, 110(50, 110) 百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国庫が負担します。交付事務の簡素化のため、農業者に直接交付するのではなく、国の一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れられ、さらに、農業共済組合連合会又は農業共済組合（又は農業共済事業を営む市町村）に交付します。

|                |         |
|----------------|---------|
| 補助率：1/2        |         |
| 農作物共済（麦）       | ：50～55% |
| 家畜共済（豚）        | ：40%    |
| 畑作物共済（蚕繭以外）    | ：55%    |
| 事業実施主体：農業共済団体等 |         |

#### 2. 農業共済事業事務費負担金

38, 585(38, 685) 百万円

被災農業者に対する共済金支払等に係る事務処理が、迅速、適正かつ円滑に実施されるよう、農業災害補償法に基づき、農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費等）を負担します。

|               |  |
|---------------|--|
| 補助率：定額        |  |
| 事業実施主体：農業共済団体 |  |

お問い合わせ先：

- |      |          |                    |
|------|----------|--------------------|
| 1の事業 | 経営局保険課   | (03-3502-7337 (直)) |
| 2の事業 | 経営局保険監理官 | (03-3591-5009 (直)) |

## 24 農業者年金事業

【121, 582(124, 559) 百万円】

### 対策のポイント

- ・ 国民年金の2階部分として、農業者の老齢時に年金等を支給する事業を行います。
- ・ 意欲ある農業者に対し、経営を支援するため保険料の一部を助成し、農地等を経営継承して農業から引退した時に特例付加年金として支給します。

### <背景／課題>

- ・ 昭和46年に創設された旧農業者年金（旧制度）は、農業者の老後生活の安定とともに、経営移譲の促進により、農業構造の改善に寄与してきました。
- ・ 平成14年に創設された新農業者年金（新制度）では、年金原資を自ら積み立てる方式を導入し、制度の安定を図るとともに、意欲ある農業者の経営を支援する仕組みになっています。

### 政策目標

独立行政法人農業者年金基金による農業者年金制度の適切な運用

### <主な内容>

1. 農業者年金給付費等負担金 120, 380(123, 328) 百万円  
旧制度の受給者等に対し年金等を給付します。
2. 特例付加年金助成補助金 1, 202(1, 232) 百万円  
意欲ある農業者の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成します。助成分の保険料は、特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

### (関連措置)

3. (独) 農業者年金基金運営費 3, 320(3, 341) 百万円  
独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

補助率：定額  
事業実施主体：(独) 農業者年金基金

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6738-6163(直))]

## 25 農山漁村の所得増大対策

【3, 743 (3, 639) 百万円】

### 対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを本格始動するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備や新商品開発・販路開拓、知的財産を活用した新しいビジネスモデルの構築等の取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した地産地消、高付加価値化、6次産業化、農商工連携等の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な業種の事業者との連携、ネットワークの構築等を通じて、このような取組の面的な拡大を図ります。

### 政策目標

#### 6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

### <主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの本格始動 35,000百万円(財投資金)  
(H24、25の総契約規模1,100億円)

新たに設立される株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 出資                      | 25,000百万円(産投出資) |
| 融資(劣後ローン)               | 10,000百万円(産投貸付) |
| 事業実施主体:(株)農林漁業成長産業化支援機構 |                 |

2. 6次産業化支援対策 3,743(3,639)百万円

- (1) 6次産業化ネットワーク活動交付金 2,172(一)百万円

地域における農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者とのネットワーク構築を通じた地産地消、6次産業化等の取組を推進するため、取組を先導する人材の育成・派遣、ネットワークによるプロジェクトの調査・検討、プロジェクトに必要な機械・施設整備や新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

|                                          |
|------------------------------------------|
| 交付率:都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2、2/3、定額) |
| 事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体等                    |

(2) 6次産業化支援事業 1, 443 (3, 639) 百万円

6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、経営の発展段階に即した個別相談等を実施するための体制整備を行うとともに、農林漁業者等による新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。また、六次産業化・地産地消法等により認定された農林漁業者等が、当該事業計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備を支援します。

補助率：1／2、2／3、定額  
事業実施主体：民間団体等

(3) 知的財産の総合的活用の推進 128 (一) 百万円

知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止、農産物のDNA品種識別技術の実用化等の取組を支援します。

補助率：1／2、定額  
事業実施主体：民間団体等

|             |                 |                    |
|-------------|-----------------|--------------------|
| お問い合わせ先：    |                 |                    |
| 1の事業        | 食料産業局総務課ファンド企画室 | (03-6744-1519 (直)) |
| 2(1)、(2)の事業 | 食料産業局産業連携課      | (03-6738-6473 (直)) |
| 2(3)の事業     | 食料産業局新事業創出課     | (03-6738-6169 (直)) |

## 26 農林水産物の輸出対策

【1,755(1,053)百万円】

### 対策のポイント

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）への補助等を通じて、輸出に取り組む事業者等に対し川上から川下に至る総合的なビジネスサポートを強化するほか、輸出拡大に必要な調査等を行います。
- ・ 国内外の市場を目指して、現場発の発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、地産地消の推進、国産消費の拡大、輸出の促進等の取組を行うほか、「食」がテーマのミラノ国際博覧会出展への取組を推進します。

### <背景／課題>

- ・ 国内の食の市場が縮小する中、日本の雇用・所得を守るためには、2009年340兆円が2020年に680兆円に拡大〔ATカーニー社試算〕するといわれている世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出の拡大や、国内企業の海外展開が必要です。
- ・ 輸出額を倍増させ1兆円水準を達成するためには、川上から川下に至る総合的なビジネスサポート体制の下で、輸出に取り組む事業者の裾野を広げるとともに、多くの輸出機会を創出していくことが重要です。
- ・ 主要輸出先国等におけるマーケティングとあわせて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い導入された諸外国における輸入規制について、科学的なデータ等に基づく緩和・撤廃の働きかけが必要です。
- ・ 国内外の市場を目指して、国産農林水産物・食品の消費を拡大していくためには、様々なモノ・サービスと結びつけるなど、現場の発想と多様な面からの関心を捉えつつ進めていく必要があります。

### 政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

(4,511億円(平成23年)→1兆円水準(平成32年))

### <主な内容>

#### 1. 輸出倍増プロジェクト

1,148(1,023)百万円

輸出を飛躍的に拡大するため、事業者発掘から商談支援まで、JETROとの連携強化を通じた、川上から川下に至る総合的なビジネスサポート体制を構築するとともに、輸出拡大に必要な調査等を実施します。

〔委託費、補助率：定額〕  
事業実施主体：JETRO、民間団体等〕

#### 2. ミラノ国際博覧会政府出展への取組促進

607(30)百万円

「食」がテーマの2015ミラノ国際博覧会出展のため、日本館・展示物の設計・建築(制作)、行催事・広報活動の計画策定等を実施します。

〔委託費〕  
委託先：JETRO〕



(関連対策)

3. 日本の食を広げるプロジェクト

3,984(一)百万円

食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、**現場発の自由な発想**で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、**地産地消、国産消費の拡大、輸出の促進等の取組**を行います。

〔委託費、補助率：定額、1／2〕  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- |      |                     |                   |
|------|---------------------|-------------------|
| 1の事業 | 食料産業局輸出促進グループ       | (03-3502-3408(直)) |
| 2の事業 | 食料産業局食品小売サービス課外食産業室 | (03-6744-0481(直)) |
| 3の事業 | 大臣官房政策課食ビジョン推進室     | (03-6738-6120(直)) |

## 27 日本の食を広げるプロジェクト

【3, 984（一）百万円】

### 対策のポイント

国内外の市場を目指して、現場発の発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけつつ、地産地消、国産消費の拡大、輸出の促進等を推進します。

### <背景／課題>

- ・食料自給率及び食料自給力の維持向上を実現するためには生産面の努力に加え、消費面でも大幅な変革が必要です。
- ・国内外では、教育、健康・福祉、観光や文化等多様な面からも日本の「食」への関心が高まっています。
- ・国内外の市場を目指して、国産農林水産物・食品の消費を拡大していくためには、現場の発想と多様な面からの関心を捉え、様々なモノ・サービスと結びつけつつ、進めていく必要があります。

### 政策目標

- 食料自給率の向上に資するよう国産農林水産物の消費拡大を促進
- 農林水産物・食品の輸出額を拡大  
(4,511億円（平成23年）→1兆円水準（平成32年）)

### <主な内容>

食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等に取り組みます。

委託費、補助率：定額、1／2  
委託先、事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房政策課食ビジョン推進室(03-6738-6120(直))]

# 日本の食を広げるプロジェクト H25新規

## 1. 趣旨

国内外の食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけつつ、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等を図り、もって食料自給率及び自給力の維持向上等に資する。

(1)地産地消型:地産地消の取組により地域での消費拡大を推進

(2)全国展開型:地域での地産地消等消費拡大の取組を全国的に展開

(3)海外展開型:海外における国産農林水産物・食品の消費拡大の取組により輸出を促進

## 2. 予算規模 40億円

## 3. 事業採択

国産農林水産物の消費拡大を図る事業を事業毎に採択する。その際、以下の取組を優先して採択する。

(①生産者、消費者等からの提案に基づくなど現場発の発想が踏まえられていること、②多様な事業体、モノやサービスと結合していること。)

## 4. 事業実施主体

民間団体等(委託費、補助(定額、1/2))

### (1)地産地消型

○事業内容:メニューコンテスト等による商品開発、販路開拓、人材育成、情報交換、購買促進、現地検討会 等

○具体取組例

- ・地域における幅広い品目・サービスによる地産地消の取組
- ・ジビエ、伝統作物の普及促進
- ・消費者の購買促進のための取組への支援
- ・教育や観光との連携による地産地消の取組
- ・病院・高齢者等への配食サービスにおける地産地消の取組 等

### (2)全国展開型

○事業内容:プロジェクト検討、国内での商談、見本市への出展、人材育成、情報交換、普及イベント・セミナー 等

○具体取組例

- ・地産地消の全国的なネットワーク化の取組
- ・幅広い品目について、生産者と消費者が連携した消費拡大のための全国的な取組
- ・消費者の発想に基づく米粉等の全国的な普及・啓発の取組 等

### (3)海外展開型

○事業内容:プロジェクト検討、国内外での商談、海外見本市への出展、人材育成、情報交換、普及イベント・セミナー、日本食の実践 等

○具体取組例

- ・料理人、日本食と食文化を組み合わせた海外展開拡大に向けた取組
- ・地域の事業者による生産・流通等がセットになった海外展開の取組
- ・飲食、物販、旅行、文化も含めた「食に関する場」の海外展開
- ・海外展開のためのブランド確立に向けた取組 等

「地域」から「日本全国」、「世界」へ

## 28 農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業

【49（41）百万円】

### 対策のポイント

- ・ 農林水産分野における温室効果ガス排出量の算定方法の改善を図ります。
- ・ 温室効果ガス排出削減量等表示の活用方法を確立し取組促進を図ります。
- ・ 農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮、民間による支援活動の拡大を推進します。

### ＜背景／課題＞

- ・ 気候変動枠組条約事務局に報告している温室効果ガス排出量の算定については、現在、欧州基準のデフォルト値を使用しており、我が国の実態に適した算定方法へ改善を図り、農林漁業者の削減努力が適正に反映されるようにする必要があります。
- ・ 温室効果ガス排出削減の取り組みの促進を図るために、農林漁業者が、排出削減の取組や排出削減量算定に係る手間・コストに見合うメリットを感じられるような排出削減量等の効果的な表示とその活用方法を確立する必要があります。
- ・ 生物多様性の保全に向けた取組の拡大が求められる中、農林漁業活動により保全された生物多様性を経済的に評価し、生物多様性保全に資する活動を民間が支援するための仕組みを構築することが必要です。

### 政策目標

- 条約事務局に報告する日本の温室効果ガス排出量の算定係数の改善（平成25年度、2項目）
- 農林水産業に伴う活動により保全された生物多様性の経済的評価に基づく、農家等を支援する新たな仕組みを構築

### ＜主な内容＞

#### 1. 農林水産業由来温室効果ガス排出量精緻化検討・調査

畜舎、農地等において、メタンや一酸化二窒素排出量の実測調査や知見の収集・整理を行うことにより、より我が国の実態に即した農林水産業由来温室効果ガス排出量の算定方法を検討します。

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等）

#### 2. 地球温暖化対策実践活用促進事業〔新規〕

環境ラベル表示に係る実証等を通じ、農林漁業者の努力により達成した温室効果ガス削減量等の効果的な表示・活用方法を検討し、マニュアルとして取りまとめます。

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等）

#### 3. 生物多様性保全推進調査事業

農林水産分野における生物多様性の経済的評価や、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、ガイドラインとして取りまとめます。

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房環境政策課（03-6744-2017（直））]

## 農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業【49(41)百万円】

- 気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出量の条約事務局への報告について、実態に即した算定方法に改善していく必要。
  - 温室効果ガス排出削減に資する取組を農林漁業者に広めるために、農林漁業者による努力を消費者と共有することが必要。
  - 農林水産業の生物多様性保全機能の認識が進み、民間による支援活動の拡大が必要。
- 温室効果ガス排出量の算定方法の適正化  
農林漁業者が達成した排出削減量の表示・活用方法の検討  
農林水産業に伴う活動により保全された生物多様性の経済的評価に基づき、農家等を民間企業等が支援する仕組みの構築

### 1. 農林水産業由来温室効果ガス排出量精緻化検討・調査

水田、農地等において温室効果ガス排出量の実測調査等を行うことにより実態に即した排出係数等を調査・検討



実測や既存の知見の整理による算定方法の改善

算定方法検討農業分科会による検証

国際的に公表する日本の温室効果ガス排出量の精緻化

### 2. 地球温暖化対策実践活用促進事業

環境ラベル表示に係る実証等を通じ、農林漁業者が達成した排出削減量等を効果的に表示・活用する方法を検討し、マニュアルを作成

排出削減の取組促進



農家の努力により達成した排出削減量の算定

環境ラベルの表示

マーケティングに係る実証

企業、消費者との連携促進

排出削減量等に係る表示・活用マニュアルの策定

### 3. 生物多様性保全推進調査

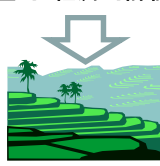
農林水産分野における生物多様性活動を民間が支援する仕組み(イメージ)

生物多様性の経済的評価や、保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、ガイドラインを作成

定量的・経済的評価手法



保全活動



評価結果



企業等  
(CSR活動等)

支援

## 29 ODAを通じた飢餓・貧困対策や地球的規模の課題への対応 【2, 772(3, 066) 百万円】

### 対策のポイント

- ・国際協力を通じ、飢餓・貧困対策へ貢献するとともに、気候変動や越境性感染症等地球的規模の課題に対応する取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・世界の栄養不足人口が約9億人である中、食料の生産拡大など農林水産業への支援を通じた飢餓・貧困対策が重要です。
- ・また、気候変動や越境性感染症などによる農林水産業への悪影響等が懸念される中、これらの地球的規模の課題に対応するための国際協力も必要です。
- ・平成23年6月に開催された「G20農業大臣会合」や平成24年5月に開催された「APEC第2回食料安全保障担当大臣会合」等においても、持続可能な農業生産の拡大や多様な環境条件への配慮など世界の食料安全保障に係る合意が得られており、これらに即した取組を進めます。

### 政策目標

- 飢餓・貧困対策への貢献
- 気候変動や越境性感染症等地球的規模の課題への適切な対応

### <主な内容>

#### 1. 飢餓・貧困対策への貢献

891(871) 百万円

- (1) 2018年までにアフリカのコメ生産を倍増(1400万t→2800万t)すべく稲作の普及やこれに必要な統計整備等に取り組む他、イモやマメの増産を支援します。
- (2) G20農業大臣会合で採択された「食料価格乱高下及び農業に関する行動計画」に基づく農業市場情報システム(AMIS)の実施に係る、途上国の取組を支援します。
- (3) 農業インフラ海外展開支援について、ODAによる飢餓・貧困対策への貢献と、これと連携した日本企業の海外展開に資するため、対象国における日本の農業技術等に対するニーズ、パッケージ手法等を分析・検討します。

(事業実施主体：FAO(国際連合食糧農業機関)、WFP(国連世界食糧計画)等)

#### 2. 気候変動や越境性感染症等地球的規模の課題への適切な対応

1, 828(2, 135) 百万円

- (1) 持続可能な農業農村開発及び森林経営のための支援等に取り組みます。
- (2) アジア各国において口蹄疫等に係る防疫計画策定を支援するとともに、鳥インフルエンザの早期通報体制整備等を行い、越境性感染症対策を推進します。
- (3) 途上国や地域漁業管理機関と協力し、マグロ等水産資源の持続的利用を推進します。
- (4) アジア地域での植物新品種の保護体制の構築、食品安全や動植物検疫関係の国際基準の普及を推進するとともに、国際基準策定への参画を支援します。
- (5) 東アジアにおける大規模災害等の緊急時に備えるためのASEAN+3による緊急米備蓄の体制確立への貢献及びその取組を支援します。

(事業実施主体：OIE(国際獣疫事務局)、ASEAN事務局、民間団体等)

[お問い合わせ先：大臣官房国際部国際協力課 (03-3502-5913(直))]

# 農林水産分野の国際協力の推進

## ポイント

- 飢餓・貧困対策に貢献。
- 気候変動や越境性感染症等の地球的規模の課題に対応。

## 背景

|              |                       |                                     |
|--------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 2050年の<br>人口 | 2010-2012年の<br>栄養不足人口 | 世界の人為起源の<br>温室効果ガスのうち、<br>農林業の占める割合 |
| 93億人         | 9億人                   | 31%                                 |
| (国連による推計)    | (FAOによる推計)            | (IPCC報告書)                           |

## 施策

### I. 飢餓・貧困対策への貢献

- ・ アフリカのコメ生産倍増のための稲作普及やこれに必要な統計整備、また、イモ・マメの増産など、飢餓・貧困削減に直結する直接的な生産拡大・生産性向上を支援。
- ・ G20農業大臣会合で採択された「食料価格乱高下及び農業に関する行動計画」に基づく農業市場情報システム（AMIS）の実施に係る、途上国の取組を支援。
- ・ 農業インフラ海外展開支援について、ODAによる飢餓・貧困対策への貢献と、これと連携した日本企業の海外展開を支援。



### II. 気候変動等地球的規模の課題への対応

- ・ 持続可能な農業農村開発及び森林経営への支援等を通じて気候変動対策に貢献。
- ・ アジアと協力した口蹄疫や鳥インフルエンザ等越境性感染症対策の推進。
- ・ 途上国や地域漁業管理機関と協力し、マグロ等水産資源の持続的利用を推進。
- ・ アジア諸国において食品安全や動植物検疫関係の国際基準の普及を後押し。
- ・ 東アジアにおける大規模災害等の緊急時に備えるためのASEAN+3による緊急米備蓄体制の確立への貢献。





## 30 食品産業の強化 [新規]

【486（－）百万円】

### 対策のポイント

食品産業の海外展開や国内事業基盤の強化を図るとともに、農林漁業と食品産業の連携によるバリューチェーン（価値連鎖）の形成や、災害時でも機能するサプライチェーンの構築等食品産業の強化に向けた取組を支援します。

### ＜背景／課題＞

- ・農業・食料関連産業は、我が国最大の産業分野の1つ（国内生産額の11%、95.3兆円）であり、その潜在的成長力を顕在化させ、市場規模の拡大を図ることが急務となっています。
- ・このため、我が国経済の急速なグローバル化の流れに、食品産業が対応し、持続的に発展していくため、急成長する新興国等の市場への海外展開を推進するとともに、国際的に通用する品質管理体制の強化等の国内基盤の強化を図る必要があります。
- ・また、食品産業が、生産者と消費者との絆を強める架け橋として、1次産業で生み出された価値を2・3次産業へつなぎ、消費者へ提供するといった、バリューチェーンの形成に貢献することが求められています。

### 政策目標

食品関連産業の市場規模の拡大

（95.3兆円（2009年度） → 120兆円（2020年度））

### ＜主な内容＞

#### 1. 食品産業グローバル革新支援事業

370（－）百万円

食品産業事業者が法律等の中小企業等支援スキームの活用等により海外展開を行う取組や、食品産業事業者の国内での基盤強化のための取組を支援します。

##### （1）海外展開活動推進事業

53（－）百万円

成功事例等の必要な情報の収集・提供、人的資源の充実等体制強化のための研修会開催や現地での課題解決に向けたネットワーク構築等について支援します。

##### （2）グローバル革新条件整備事業

317（－）百万円

①食品の品質管理体制を強化するための取組（衛生管理・品質管理の基盤となる事項の整備・普及、食品製造業者のHACCP導入の支援等）を推進するとともに、②国際標準化の推進（我が国の食品産業の実態に即した国際標準原案の作成検討等）、③食品規格等の統一・調和を図るための調査・普及等を行います。

（ 委託費、補助率：定額、1／2以内  
委託先、事業実施主体：民間団体等 ）



2. 食料品バリューチェーン構築支援事業 60 (一) 百万円

(1) バリューチェーン新展開構築事業 15 (一) 百万円

バリューチェーンの新展開を図るため、優良事例を体系的に整理するとともに、融資制度の活用を含む促進方策を検討し、その普及・啓発を行うことにより、バリューチェーン構築を促進する取組を支援します。

(2) 流通過程情報伝達促進事業 16 (一) 百万円

生鮮食料品流通における取引業務の効率化や、バリューチェーンの形成に必要な商品情報の共有化が可能となる、流通BMS（流通ビジネスメッセージ標準）を導入するための関係者による検討、効果の検証を行います。

(3) 加工食品製造・流通指針策定事業 29 (一) 百万円

新たな食品表示制度への円滑な移行を図るため、表示の実態調査や、特に対応が遅れている健康食品等の表示のあり方を含めた食品の表示ガイドラインの検討・普及、IT技術を活用した適正表示のためのシステム構築の検討を行います。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

3. 災害に強い食品サプライチェーン構築事業 34 (一) 百万円

近い将来、首都直下型地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域（3箇所）において、災害時でも機能するサプライチェーンの構築に向けた食品事業者等による協定の締結及び同協定に基くバックアップ体制等の実証を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

4. 卸売市場間ネットワーク形成推進事業 22 (一) 百万円

複数の卸売市場の関係業者が策定する「卸売市場連携計画」に基づき、ネットワーク間で共同利用する卸売市場内外の物流施設において、低温保管倉庫や低温配送施設等を新たにリース方式により導入する場合にリース料の一部を支援します。

補助率：1/2以内  
事業実施主体：民間団体等

|                 |               |      |
|-----------------|---------------|------|
| お問い合わせ先：        |               |      |
| 1(1)、(2)のうち③の事業 |               |      |
| 食料産業局輸出促進グループ   | (03-6744-1502 | (直)) |
| 食料産業局食品小売サービス課  | (03-3502-5741 | (直)) |
| 1(2)のうち①、②の事業   |               |      |
| 食料産業局企画課        | (03-3591-8654 | (直)) |
| 2(1)(3)、4の事業    |               |      |
| 食料産業局食品製造卸売課    | (03-3502-8237 | (直)) |
| 2(2)、3の事業       |               |      |
| 食料産業局食品小売サービス課  | (03-3502-7659 | (直)) |

## 31 産業化のための政策シーズの構築

【458(1, 522) 百万円】

### 対策のポイント

農林漁業の成長産業化に必要な政策シーズを構築するため、市場ニーズに即した新商品の創出、人材育成、植物新品種の活用等を支援します。

### <背景／課題>

- ・農林漁業の成長産業化を図るためには、地域の農林水産物や資源を活用した革新的な新事業の創出、6次産業化、農商工連携等の取組の推進に必要な各種施策の共通基盤となる政策シーズを構築することが必要です。

### 政策目標

農林漁業の成長産業化に必要な政策シーズ構築による6次産業化の市場規模拡大への貢献

(約1兆円(22年度)→3兆円(27年度)→10兆円(32年度))

### <主な内容>

#### 1. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 361(1, 387) 百万円

食料産業分野におけるイノベーションの創出を促進するため、農林漁業者と異業種との連携による市場ニーズに即した新商品等の創出を支援するほか、機能性成分を活用した商品化等、AI(アグリインフォマティクス)システムの実用化を支援します。

補助率：定額、2/3、1/2、ほか委託費  
事業実施主体：民間団体等

#### 2. 新事業創出人材育成事業 39(63) 百万円

農林水産業及び農山漁村に由来する資源の画期的な活用方法の創出等、農林水産分野における新事業を創出するための人材育成プログラムを活用した人材育成を行うとともに、同プログラムの全国の大学や企業等への普及を支援します。

委託費  
委託先：民間団体等

3. 東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進事業 45 (一) 百万円

東アジア各国における品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動の推進、植物新品種育成者が共同で行う海外での育成者権侵害への対応、品種登録の審査に必要な審査基準案の作成及び登録品種の標本・DNA保存等の取組を実施します。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 東アジア包括的植物品種保護戦略事業   | 26 (一) 百万円 |
| 東アジア包括的育成者権侵害対策強化事業 | 9 (一) 百万円  |
| 種苗特性分類調査委託費         | 4 (一) 百万円  |
| 登録品種の標本・DNA保存等事業    | 5 (一) 百万円  |
|                     | 委託費        |
|                     | 委託先：民間団体等  |

4. 海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業 13 (16) 百万円

種苗業者等が行う新品種育成に不可欠である、野菜や花き等の海外遺伝資源の収集、特性評価及び保存等を実施するとともに、野菜や花き等の海外遺伝資源の収集に係る「モデル契約」の検討により、海外遺伝資源へのアクセスの円滑化を支援します。

|           |
|-----------|
| 委託費       |
| 委託先：民間団体等 |

[お問い合わせ先：食料産業局新事業創出課 (03-6738-6169 (直))]

## 32 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業[新規]

【4, 576（－）百万円】

### 対策のポイント

農林水産・食品分野の成長産業化に必要な研究開発を、基礎から実用化まで継ぎ目なく推進します。

### <背景／課題>

- ・農林水産・食品分野の成長産業化を図るためには、産学の研究勢力を結集し、公的研究機関等の基礎的研究の成果を基に着実に生産現場等で実用化につながる技術的成果を創出することが重要です。
- ・新たな市場開拓を見据え、実需者のニーズ等を踏まえた重点研究分野を設定するとともに、優れた研究課題は、基礎から実用化まで継ぎ目なく支援します。

### 政策目標

実施課題の90%において、革新的な技術成果や実用化につながる技術成果を創出（29年度）

### <主な内容>

#### 1. 提案公募による研究開発

##### （1）シーズ創出ステージ

産学の研究機関の独創的な発想に基づき、将来、アグリビジネスに結びつく革新的な技術シーズを創出するための研究開発を支援します。

##### （2）発展融合ステージ

創出された技術シーズを基に、異分野の産学の研究機関との融合や研究人材の交流により、実用技術の開発に向けて発展させるための研究開発を支援します。

##### （3）実用技術開発ステージ

国の重要施策や農林水産・食品分野の現場の多様なニーズに対応した技術の実用化に向けた研究開発を支援します。

#### 2. 研究課題の進行管理や研究成果の普及等に関する調査分析

研究課題の審査、進行管理、評価から普及状況等の把握まで一貫した調査・分析を行うとともに、研究開発の成果の普及等を推進します。

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局研究推進課 （03-3502-5530（直））

# 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（新規） ～シームレス研究開発プログラム（Seamless Program for R&D）～

農林水産・食品分野における産学連携による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進

基礎段階

応用段階

実用化段階

## シーズ創出ステージ

新規公募を実施

産学の研究機関からの独創的な発想から、将来、アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する研究開発を推進。

研究期間：原則3年以内  
研究費：  
①Aタイプ：5千万円以内／年  
②Bタイプ：1千万円以内／年

移行委員会で審査

## 発展融合ステージ

新規公募を実施

### 【産学機関結集型】

創出されたシーズを基に、産学の研究機関が結集し、実用化に向けた発展的な研究を推進。

#### フェーズⅠ

研究期間：1年間  
研究費：Aタイプ、Bタイプ共通5百万円以内／年

#### フェーズⅡ

研究期間：原則2年以内  
研究費：  
①Aタイプ：5千万円以内／年  
②Bタイプ：1千万円以内／年

### 【研究人材交流型】

創出されたシーズを基に、異業種の研究機関等が、農林水産・食品分野の専門研究者の派遣を受けて、実用化に向けた発展的な研究を推進。

#### フェーズⅠ

研究期間：1年間  
研究費：Aタイプ、Bタイプ共通5百万円以内／年

#### フェーズⅡ

研究期間：原則2年以内  
研究費：  
①Aタイプ：5千万円以内／年  
②Bタイプ：1千万円以内／年

移行委員会で審査

## 実用技術開発ステージ

### 【研究成果実用型】

農林水産省が実施した基礎・応用研究等の成果を活用した技術開発を推進。

研究期間：原則3年以内  
研究費：①Aタイプ：5千万円以内／年  
②Bタイプ：1千万円以内／年

### 【現場ニーズ対応型】

実用化に向けた出口（研究成果）を明確化した技術開発を推進。

研究期間：原則3年以内  
研究費：①Aタイプ：3千万円以内／年  
（研究連携協定を締結する場合は、5千万円以内／年）  
②Bタイプ：1千万円以内／年

### 【重要施策対応型】

総合特区、地域イノベーション戦略地域等に対応した技術開発を推進。また、緊急対応を要する場合も対応。

研究期間：原則3年以内  
研究費：2千万円以内／年

### 【申請者の要件】

- 「発展融合ステージ」の「産学機関結集型」では、研究グループに「民間企業等」の参画が必須。また、「研究人材交流型」では人材交流が必須。
- 「実用技術開発ステージ」は、研究グループに「普及・実用化支援組織」の参画が必須。

### 33 ゲノム情報を活用した農畜産物の 次世代生産基盤技術の開発プロジェクト

【2, 328 (380) 百万円】

#### 対策のポイント

画期的な新品種の育成を可能とするため、ゲノム情報を活用した新しい育種技術を開発するとともに、全国の育種機関で活用できる育種システムを構築します。

#### <背景／課題>

- ・これまでの研究により、病気等に強い新品種の開発をゲノム情報を利用して飛躍的に効率化するDNAマーカー選抜育種技術が開発されており、今後は、これらの成果を育種現場で活用していくことが重要です。
- ・一方、これまで開発した育種技術では、収量性等の複雑な遺伝形質の改良は困難であり、収量性等を大幅に向上した画期的な新品種を短期間で開発するためには、ゲノム情報を活用した次世代の育種技術を早期に開発する必要があります。
- ・「食料・農業・農村基本計画」でも、農政の課題に技術面での確に対応するため、新品種や革新的な生産技術の開発を推進することとされています。

#### 政策目標

- 新品種育成期間を大幅に短縮  
(12年間(21～23年度の平均) → 4年間(32年度))
- 家畜の生産性向上及び衛生対策費の削減(1頭当たり生産コストを平成23年比で牛で約4%、豚で約5%削減(32年度))

#### <主要内容>

##### 1. ゲノム育種技術の全国展開に向けた研究開発

DNAマーカー選抜育種技術を全国の育種機関で展開するため、水稻のほか、麦・大豆・園芸作物のDNAマーカー及びそのマーカーを有する育種素材の開発等を行うとともに、全国の育種機関がこれらの素材を効率よく活用できる育種システムを構築します。

##### 2. ゲノム育種技術を高度化するための研究開発

これまでの育種技術では対応できない多数の遺伝子が関与する収量性などの重要形質を改良するため、高度情報処理技術を活用した次世代の育種技術を開発します。

また、環境ストレス耐性等の新たな形質が付与された遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価手法・管理技術を開発します。

##### 3. 遺伝資源を効果的・効率的に活用するための研究開発

遺伝資源をゲノム育種で有効活用するため、自然変異系統群や突然変異系統群から有用遺伝子を効率的に発掘する技術等を開発します。

##### 4. 家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発

牛・豚のゲノム情報を利用して、飼料利用性等の重要形質に関するDNAマーカー、超早期妊娠診断技術・長期不受胎牛判定技術、経口・経鼻など省力的に投与可能な慢性疾病に対するワクチンを開発します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）

(03-3502-7435 (直))

# ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト

## 背景・ニーズ

農産物の競争力強化のためには、地域の特性に合わせて収量、品質などを飛躍的に向上させた画期的な新品種を短期間で開発することが不可欠

しかし、従来の育種法による新品種の開発には多大な労力、期間が必要(イネの育種期間12年程度)

## これまでの成果

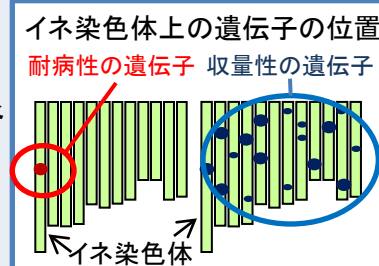
- イネの全塩基配列の解読が終了し、耐病性等に關与する有用遺伝子を解明、さらに、小麦、大豆、野菜、果樹等についても全塩基配列の解読が終了あるいは解読中
- 有用遺伝子の目印(DNAマーカー)を用いた育種技術(DNAマーカー選抜育種)を開発
- イネの育種期間は、5年程度に短縮されたが、収量性など多数の遺伝子が關与している形質の改変は困難、解明されている有用遺伝子の数は限定的

## 今後の課題

画期的な新品種を開発を加速するためには、

- 収量性などの多数の遺伝子が關与する重要形質を改良するための新しい育種技術の開発
- 生産者等の多様な要望に即した新品種を開発するための多種多様な有用遺伝子の発掘・創出

を行いながら、ゲノム情報を活用した育種技術(ゲノム育種)を全国展開していくことが不可欠



## 研究内容

①DNAマーカー選抜育種を全国展開していくため水稻のほか、麦・大豆・園芸作物のDNAマーカー開発、生産現場に適応した育種素材の開発・提供等による全国育種システムの構築

②多数の遺伝子が關与する重要形質を改良する高度情報処理技術による次世代の育種技術の開発 等

③遺伝資源から有用遺伝子を効率的に発掘する技術の開発 等

④家畜の革新的な育種・繁殖・疫病予防技術の開発

技術・情報・知見の共有

## 得られる成果

新品種育成期間を大幅に短縮(平成32年度に現行の12年間から4年間に短縮)

## 34 水産業再生プロジェクト

【442(433)百万円】

### 対策のポイント

沿岸漁場における生産の回復・安定化のため、赤潮等の早期発生予測技術、天然資源に依存しない養殖生産技術、沿岸資源の回復技術を開発します。

### <背景／課題>

- ・我が国の水産業の主要分野である沿岸漁業と養殖業においては、①赤潮などの環境由来の漁業被害の低減、②天然稚魚へ依存しない養殖業の確立、③長期的に減少傾向にある沿岸漁業資源の回復、が再生の鍵となっています。
- ・これらの課題を解決するためには、海洋環境、養殖、資源・生態等、水産分野の研究勢力を集結した、包括的な技術開発に取り組む必要があります。

### 政策目標

沿岸漁業資源の回復と養殖生産の安定化を実現し、水産基本計画における漁業生産目標の達成に寄与  
(409万トン(22年度)→449万トン(34年度))

### <主な内容>

#### 1. 海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発

赤潮等の発生と海洋微生物相の関係を解明し、これらの微生物相の解析による漁業被害の発生予測、抑制技術を開発します。

#### 2. 天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発

天然稚魚に依存しているウナギ、クロマグロ、ブリ類について、親魚の成熟・産卵を制御し人工稚魚を安定的に供給する技術、稚魚の生残率を向上させるとともに人工飼料などにより低コストで大量飼育する技術を開発します。

#### 3. 生態系ネットワーク修復による持続的な沿岸漁業生産技術の開発

減少を続けている主要な沿岸資源（アサリ、アワビ、カレイ類等）について、先端的な生物追跡技術を活用し、幼生から成体に至る一生の生息環境（生態系ネットワーク）を解明し、その修復による自律的な資源回復技術を開発します。

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）（03-6744-2216（直））



# 水産業再生プロジェクト

## 背景

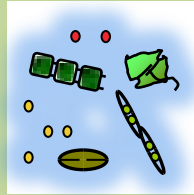
- 我が国の沿岸漁業と養殖業は水産業の主要分野。
- 沿岸漁業と養殖業では、①赤潮など環境由来の漁業被害、②養殖業の天然稚魚への依存、③天然資源の長期的な減少、の解決が再生の鍵。
- これらの課題を解決するため、海洋環境、養殖、資源・生態等、水産分野における研究勢力を集結した包括的な技術開発が必要。

|              | 漁業全体 | 沿岸+養殖(全体比) |
|--------------|------|------------|
| H22生産量(万トン)  | 532  | 240(45%)   |
| H18生産額(兆円)   | 1.6  | 1.0(62%)   |
| H20経営体数(千団体) | 122  | 113(93%)   |

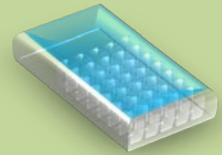
## 研究内容

### 【海洋環境】 海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発

- 網羅的なDNA解析により赤潮等の発生と海洋微生物群の関係を解明



- 特定微生物を簡易検出できるDNAチップを搭載したモニタリングシステムを開発



### 【養殖】 天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発

- 低コスト・大量生産技術の開発



シラスウナギ1万尾生産

- 高品質な養殖用原魚の供給技術開発



クロマゴロ稚魚  
10万尾供給

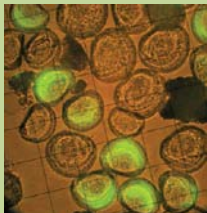
- 成熟産卵のコントロール技術開発



ブリ稚魚の供給  
を3ヶ月早期化

### 【資源・生態】 生態系ネットワーク修復による持続的な沿岸漁業生産技術の開発

- ネットワークの実証とモデル化



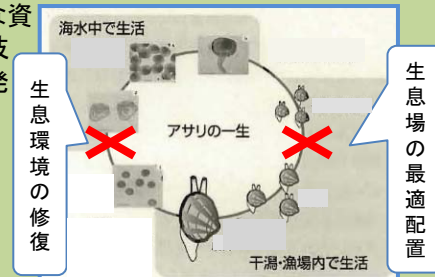
先端技術による生物追跡

- 優良な生息場所の環境構造解明



自然状態でも資源が  
維持される干潟

- ネットワーク分断箇所の特定・修復による自律的な資源回復技術の開発



## 到達目標

1. 赤潮発生を3日程度早く予測し、赤潮被害額を50%以上低減する技術を開発(H27年度)
2. 低コストで高品質な養殖用人工稚魚を安定的に大量生産する技術を開発(H28年度)
3. 減少を続ける沿岸漁業資源の生産量を増加に導く技術を開発(H29年度)

## アウトカム目標

沿岸漁業資源の回復と養殖生産の安定化を実現し、水産基本計画における漁業生産目標の達成に寄与(H22年度の409万トン(H22年度)をH34年度までに449万トン(H17年度水準)に回復させる)

## 35 農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト

【924（848）百万円】

### 対策のポイント

農林水産物が有する機能性成分の有効性や効果的な摂取条件等を科学的に明らかにするとともに、生産現場で簡易に評価できる技術等を開発します。

### <背景／課題>

- ・今後、少子高齢化の一層の進行が見込まれる中、国内の農業・食料関連産業の市場規模の維持・拡大を図るためには、農林水産物の機能性成分が有する疾病予防機能などを活用し、新たな需要を開拓していくことが重要となっています。
- ・このためには、農林水産物が有する機能性成分の有効性やそれらを含む農林水産物の個人に適した効果的な摂取条件等を科学的に明らかにするとともに、機能性成分の含有量が一定ではない農産物を生産現場で簡易に評価できる技術開発等が必要です。

### 政策目標

機能性農林水産物等を核とした新たな需要を創出  
(平成34年度までに6,000億円規模)

### <主な内容>

#### 1. 農林水産物の機能性の解析評価技術の開発

農林水産物に含まれる機能性成分について、ヒトレベルでの生体調節機能の解析等により、科学的エビデンスを獲得します。さらに、個人に適した摂取条件を特定する手法の開発及び普及するためのモデル体制の構築等を実施します。

#### 2. 医薬品作物、医療用素材等の開発

スギ花粉症治療薬となるコメ、カイコや動物由来の原料を用いた医療用素材等についてヒトや動物での安全性・有効性の評価試験等を実施します。

#### 3. 国産農産物の潜在的品質の評価技術の開発

農産物とその加工品の多様な品質（機能性、食味、加工特性など）について、従来では複数の分析法によって得ていた各種情報を、光学的手法等によって一括で取得し、生産現場で迅速に推測する新しい農産物評価法を開発します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）  
(03-3502-2549 (直))  
2、3の事業 農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）  
(03-3502-7430 (直))

# 農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト

## これまでの成果

- タマネギ(ケルセチン)
- 生活習慣病予防・軽減
- 認知症改善
- 茶(エピガロカテキン、ストロクチニン類)
- 抗糖尿病・抗肥満作用
- 抗酸化作用



農林水産物のもつ機能性  
成分の有効性に関する  
科学的エビデンスの獲得

## 現状の課題

広く国民に農林水産物のもつ機能性を理解し、利用してもらうためには、

- 機能性成分の一般的な有効性だけでなく、個人の年齢・性別・健康状況等に応じた摂取条件の提示
- 生産現場で農林水産物のもつ機能性等の品質を簡易に評価する技術が不可欠

## 研究内容

### 機能性成分の実用研究

- 統計的に十分な規模(1,000人規模)の疫学調査の実施
- 疫学調査結果に基づく、年齢・性別・健康状況等に応じた摂取条件の解明

個人毎の摂取条件の特定

### 機能性等の品質評価技術の開発

- 光学的手法等により成分情報全体を把握する技術の開発
- 成分情報から品質を推定する技術の開発

簡易的に品質評価

一体的な  
データ提供

医師・管理栄養士が個人に合わせた適切な摂取条件を提示することが可能に

広く国民に普及し、健康の維持増進を食生活を通じて実現

機能性農林水産物等を核とした6,000億円規模の新たな需要を創出